

設置の趣旨等を記載した書類

目次

1. 設置の趣旨及び必要性.....	1
(1) 学校法人や大学等の沿革と教育理念.....	1
(2) 教育をめぐる情勢と実践家を視野に入れた博士後期課程が必要な理由.....	2
(3) 対象となるターゲット層と養成する人材像.....	4
(4) 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）.....	8
2. 研究科，専攻の名称及び学位の名称.....	9
(1) 研究科専攻の名称.....	9
(2) 学位.....	9
(3) 定員.....	9
3. 教育課程の編成の考え方及び特色.....	9
(1) 教育課程の編成の考え方（カリキュラム・ポリシー）.....	9
(2) 授業科目群とそこで育成する能力.....	11
(3) 教育方法の特徴.....	16
4. 教員組織の考え方及び特色.....	17
(1) 教員組織編成の考え方.....	17
(2) 教員の年齢のバランス.....	18
(3) 教員組織の将来構想.....	18
5. 履修指導，研究指導の方法.....	19
(1) 研究指導担当教員の編成と決定.....	19
(2) 履修計画・科目選択の指導.....	20
(3) 研究指導の方法.....	21
(4) 博士論文の作成.....	22
6. 博士論文審査体制と修了要件.....	22
(1) 博士論文審査（予備審査・本審査）以前の流れ.....	23
(2) 博士論文審査（予備審査・本審査）.....	24
(3) 学位授与申請ならびに学位記の授与.....	28
(4) 修了要件と履修モデル.....	28
(5) 早期修了.....	29
(6) 本審査合格後の発表会.....	30
(7) 博士論文の公表.....	30
7. 施設・設備等の整備計画.....	30
(1) 横浜キャンパスの施設・設備.....	30

(2) 図書室.....	32
8. 基礎となる修士課程、および専門職学位課程・学部との関係.....	33
9. 入学者選抜の概要.....	34
(1) 入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）.....	34
(2) 入学資格.....	35
(3) 募集人数.....	35
(4) 入学者選抜の概要.....	35
10. 大学院設置基準第14条に定められる教育方針の特例の実施.....	36
(1) 14条特例を導入する理由.....	36
(2) 修業年限.....	36
(3) 研究指導および授業の方法.....	37
(4) 教員の負担.....	37
(5) 図書館等の利用における配慮.....	39
(6) 入学者選抜.....	39
(7) 分野としての必要性.....	39
(8) 大学院を専ら担当する専任教員を配置するなどの教員組織の整備状況等.....	40
11. 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合....	40
(1) 実施場所.....	40
(2) 実施方法.....	40
12. 通信教育を行う課程を設ける場合.....	40
(1) 本博士後期課程の専攻分野の教育効果.....	40
(2) 教育・研究水準確保の方策.....	41
(3) 授業実施体制.....	41
(4) 単位の計算方法および単位の認定と成績評価.....	45
(5) メディア利用による指導の実施体制.....	45
(6) 研究指導・履修指導体制.....	45
(7) 教員の負担の程度.....	46
(8) 入学者選抜の概要.....	46
(9) 施設・設備の教育上の配慮.....	47
(10) 印刷教材等の具体的な計画等.....	47
13. 管理運営.....	47
(1) 博士後期課程教授会.....	48
(2) 博士後期課程教授会の下に置く組織.....	48
14. 自己点検・評価.....	49
(1) 目的.....	49
(2) 実施体制及び方法.....	49

(3) 結果の活用および公表.....	49
15. 情報の公表.....	50
(1) 公表の方法.....	50
(2) 公開情報.....	50
16. 教育内容等の改善のための組織的な研修等.....	50
(1) FD活動による授業及び研究指導の内容及び方法の改善について.....	50
(2) SD活動による教育研究活動等の適切かつ効果的な運営について.....	51
(3) 教職協働の組織的な研修等.....	51

1. 設置の趣旨及び必要性

(1) 学校法人や大学等の沿革と教育理念

学校法人国際学園は、教育理念を共有する星槎グループの一法人として、「社会に必要とされることを創造し、常に新たな道を切り開き、それを成し遂げる。」という建学の精神を掲げ、「必要とする人々のために新たな道を創造し、人々が共生しえる社会の実現を目指し、それを成し遂げる。」という教育理念のもと、「人を認める」「人を排除しない」「仲間をつくる」教育実践に取り組んでいる。

本法人では、1986年、集団の中で社会性や協調性を養い、お互いに助け合いながら個々の個性を伸長することを目的として、ピーターパン幼稚園を開設して以来、幼稚園・保育園段階から高等学校段階まで多様な教育活動を展開してきた。その中には、学習障害を有する生徒や不登校経験の生徒から、特定分野で優れた実績を持つ生徒まで多様な子どもたちに合わせた中学校・高等学校での学びを提供する星槎国際高等学校（1999年開学、広域通信制高校、普通科）、星槎中学校（2005年開学）、星槎高等学校（2006年開学）、星槎名古屋中学校（2012年開学）、星槎もみじ中学校（2014年開学）も含まれる。

こうした教育理念を高等教育において実現すべく、2004年4月には教育、福祉、環境、国際関係諸分野を通じて共生を横断的に教育研究する、星槎大学共生科学部（通信教育課程）を設置し、人と人、人と自然とが共生する社会の創造に貢献することを目的とした共生という建学の精神及び教育理念を踏まえ、21世紀に適応する広い知力の育成、心の耕作、課題探求能力の育成を主要な柱として人材育成に努めてきた。

私たちはすべての教育活動において、「人を認める」「人を排除しない」「仲間をつくる」という基本理念のもと、以上のように、幼稚園、中学校・高等学校、そして大学を通じて共生する社会への貢献を目指した教育を今日まで世に問うて来ている。

そして、2013年には、現在顕在化している、あるいは今後予想される教育課題に対処していくための大学院として教育学研究科（修士課程）を設置し、本学共生科学部が培ってきた教育（中でも特別支援教育）や福祉、環境、国際関係における共生に係る教育研究の成果を活かす活動を行ってきた。この大学院研究科は、「研究技能・研究者倫理についての知識を備え、研究遂行に必要な資料収集・分析能力、および研究成果を整理・発信する能力を備えている」こと、「独創性・総合力・共生を基軸とした教育学に係る独自性を備えた研究計画に基づいて独創的に遂行し、その成果を修士論文としてまとめる能力を備えている」ことを目的とした通信教育課程であり、広く教育に関わる研究を通じた高度の教育研究を展開することで教育の質的変革を図りつつ、『地域において“共に生きる”社会』（地域共生社会）の構築を目指して、生涯学習社会に貢献できる者を育成する大学院教育を展開している。今回、本学校法人では、そのような社会において遠隔教育の活用により高度な学びを提供してきた、教育学研究科修士課程に接続した博士後期課程を設置する。

また、2017年には、実践を理論の往還を通じて学校教員の資質を向上し、インストラクション（教授法）能力を涵養する専門職大学院として教育実践研究科を設置した。この研究

科では、専門学校等の職業人養成機関の教員の育成と資質向上も目的としている。

本大学院では両研究科があることで、独創性・総合力・共生を基軸とした教育学研究と、実践に深く根差した高度専門職業人養成・資質向上の両面を担っている。今回、以上の流れを踏まえて、教育学研究科に接続する博士後期課程は、実践の深い問題意識に裏打ちされた高い専門性を持ち、かつ独創性を併せ持つ博士人材を育成するものとする。

(2) 教育をめぐる情勢と実践家を視野に入れた博士後期課程が必要な理由

本学において博士後期課程を置く趣旨と必要性は3点ある。このうち、2つは世界的な環境変化とそれを受けた教育への要請、3つ目は国内情勢の変化に関わる大学院教育への要請に関わっている。

現在、社会は知識社会化、情報化、グローバル化により目まぐるしく変化し、教育の果たす役割は重要性を増してきている。社会の変化を踏まえて2015年に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標 (SDGs)」では、教育についても目標設定がされている。そこでは、教育は「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」ことが目標とされている。ここには教育に対する2つの要請がある。その第一は、「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保」する視点であり、その第二は「生涯学習の機会を促進する」視点である。

このうち第一の視点に関わって、質の高い教育を提供するためには、教育を担う教員自身の質を高めていくことは喫緊の課題である。日本では教職大学院の制度化やその整備の中で修士段階での教員の質の向上は進みつつある。だが一方、OECD 国際教員指導環境調査 (TALIS) (2013) によると、諸外国と比較して、「資格を持つ教員や有能な教員の不足」(79.7%)、「特別な支援を要する生徒への指導能力を持つ教員」(76.0%)、「職業教育を行う教員の不足」(37.3%)などの阻害要因があり、その結果、質の高い指導への妨げが生じている(資料1)。その中で、児童・生徒の抱える課題の多様化による専門的スキルの必要性は高まっているが、日本の教員は多忙などにより職能開発の機会への参加が低く、教員に占める修士人材や博士人材の少なさは諸外国に比べ際立っている(資料2・3)。その点で新たに発生する高度な教育課題を解決するため、教科教育や学級経営・生徒指導での能力を十分に持っているだけでなく、その基礎をもとに実践に根差した研究を自律的に遂行できる能力のある教育分野の博士人材の育成は急務である。また、こうした質の高い教員や専門職者を養成する観点からは高等教育機関で教員の養成等に関わる人材の資質向上も急務である。

次に、SDGsの教育に関わる第二の視点からは、そうした教員の養成や質向上に関わっては、高等教育機関側が生涯学習社会の観点を重視することも求められる。なぜならば、日本の大学院において大学卒業から職を経ずに博士後期課程まで進学する者は減少傾向にある一方で、職を経て、職を通じた課題意識を踏まえて進学する者が増加傾向にあり(資料4)、有職者への博士教育が求められているからである。このような有職者への高度な教育の必

要性は、知識社会化、情報化により一度身に付けた知識だけをもとに、一生教育に関わる仕事を続けることが困難な時代背景とも関わっている。とりわけ、医療分野、特に看護の分野では、質の高い教員・教育指導者の輩出や、現在、教員等である者の資質向上の観点から博士教育が必要であり、実際、現場からもそのことが指摘されている。例えば、2018年度の日本看護系大学協議会定時総会において発表された「看護系大学の現状と課題」では、看護師養成の観点において、「大学・臨床の連携の不足」などと並んで、「教員・教育指導者の不足」が指摘されており、その結果、「チーム医療の推進」「教育と臨床の連携」などに繋がっているとされている。

こうした状況がある一方、現在の博士後期課程は、研究の高度化を目指す方向とより高度な専門職業人を養成する方向に分化しつつあり、大学ごとの建学の精神などに沿って教育の提供の仕方で分化していくことが求められている。本学のように社会人教育での実績があり、遠隔教育により生涯学習社会に貢献してきた大学においては、その社会人教育で培ってきた教育方法を活かしつつ、研究を行うことができる高度専門職業人（特に教育分野の専門職者）を養成することが求められる。

高度専門職業人の養成は、現在、修士段階では、修士課程・博士前期課程と専門職学位課程の両方で行われており、大学院設置基準第4条で、研究者養成に合わせて「高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」ことが掲げられていることから、教育に関わる高度専門職業人である博士人材は育成しうると考えられる。

以上より、従来から行ってきた修士課程・専門職学位課程での高度専門職業人養成に加えて、教育分野での研究力が高い高度専門職業人の養成を行うべく、博士後期課程が必要と考えるに至った。これは、学内の修士課程・専門職学位課程の修了者のさらなる学修ニーズにも裏打ちされている（資料5）。

さらに、第三の視点として、日本としての高等教育のグランドデザインとそれを受けた大学院教育のあるべき姿についての議論に関わる理由がある。昨今の18歳人口の急激な減少や生涯学習社会の進行などを受けて20年後の2040年の高等教育を見通した議論をまとめた答申である中央教育審議会答申「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」(2018年11月)では、「生涯学び続ける体系への移行」の中で「リカレント教育」の重要性が指摘され、実践的・専門的なリカレント・プログラムを求めている。また、高等教育機関全体での多様性を維持するために、個々の大学が自身の「強み」「特色」を明確化することの必要性を述べている。また、2019年1月に、中央教育審議会大学分科会より発表された「2040年を見据えた大学院教育のあるべき姿～社会を先導する人材の育成に向けた体質改善の方策～」では、大学院は「知のプロフェッショナル」を育成することが期待されるとされ、知のプロフェッショナルには「最先端の知にアクセスする能力」「自ら課題を発見し設定する能力」「自ら仮説を構築し、検証する能力」「社会的・経済的価値を判断・創出する能力」などが必要であるとされている。

つまり、このことから、教育分野における博士人材 (Doctor of Philosophy in Education)においても、「自ら課題を発見し設定する能力」「自ら仮説を構築し、検証する能力」「社会的・経済的価値を判断・創出する能力」が重要となっている。特に本学では、第二の点で述べたように、教育分野の高度専門職業人である博士人材を育成する点から、学問としての教育学の基盤を備えるだけでなく、自身が設定した現場の課題について探求をしていける教育実践の「知のプロフェッショナル」を養成する。

本学は、学部が共生科学という実践の重視かつ学問横断的な視点に立っていることに基づいて、大学院（修士課程・専門職学位課程）においても、多くの教育に関する実践現場を持つ社会人が教育学の狭い領域に留まることなく、一定の専門領域に依拠しつつ実践に根差した課題意識を尊重した研究を行えることを重要視してきた。そのため、これらと接続する博士後期課程では、教育分野の「知のプロフェッショナル」を養成すべく、学生が修士課程や専門職学位課程で自身の教育実践を踏まえた学びの中で身につけた諸能力をさらに高め、実践に基づいた課題を設定でき、それに対して独自かつ普遍性のある解を発見できる能力を持ち、社会にその知見を伝えていける能力を持つ博士人材を育成したいと考えている。

資料 1 学校における教育資源（人的資源）

資料 2 教員の職能開発への参加状況

資料 3 各国の学校教員に占める修士・博士の取得者数

資料 4 博士後期課程への進学動向

資料 5 学内の博士課程における研鑽の要望

(3) 対象となるターゲット層と養成する人材像

上記の観点から、本研究科で養成する人材は、実践に根差した研究・教育がともにできる人材である。特に、教育実践に関わるという観点から、本博士後期課程では、3つのターゲット層を対象に教育を実施する。その第一は初中等教育学校の現場で教育を行う教員等であり、第二は教員養成課程等を担う短大・大学の教員であり、第三は看護医療人材養成を担う教員・教育指導者である（資料 6）。

資料 6 ターゲット層と養成人材・ポリシーの関係

A) ターゲット層選定の理由

ここで、3つの層を対象とするのは以下の理由による。

第一には、分野が、初中等教育であっても、高等教育であっても、本学の両研究科を通じた強みである実践家の資質向上の実績を生かした教育を実践する者への能力付与こそが、本学が行うべき博士後期課程の教育であり、そうした教育は、非社会人が中心となりうるよ

うな現状の研究者養成中心の日本の博士後期課程では不足しがちになっていることによる。

第二に、学校段階別に考えた時、初中等教育については、上記の観点から、少なくとも本学の博士後期課程という点では、管理職等のマネジメント層よりも、実践家を対象とすることに意義があると考えられることが言える。そして、そうした実践家への教育は、世界的動向からも必要であり、日本では教科教育や、学級指導・学校経営などの視点には長けた人材が増えているが、教育を社会との関わりや、個別性に着目して、それを理論立てて考える能力の養成の観点では不十分さもあることによる。

一方の高等教育については、初中等教育の教員の資質向上との関わりからも、質の高い教員を養成・指導できる、高等教育での人材養成の中心となるような大学教員の養成、大学教員の資質向上が肝要であることが言える。初中等教育の教員から大学教員になる者もいるが、そうした実務家教員が大学院段階で指導を行う上では、研究上のスキルも必要であり、それらは博士後期課程で身につけることが望ましいと考えられる。

さらに、高等教育に関係しては、医療分野、特に看護系での教員・現場の教育指導者の不足が言われている。先に挙げたように、看護系大学の現状に関して、看護師養成の観点で「大学・臨床の連携の不足」などと並んで、「教員・教育指導者の不足」が課題となっている。こうした看護系教員の不足は数年前から指摘されており、本学では、修士課程に看護教育研究コースを置き、多数の看護教員や看護師が学んでいる。さらに、専門職学位課程においても、教育実践の必要性を痛感した看護教員や看護の教育研修担当者が学んでいる。看護医療が高度化する中で、看護系教育機関での教育も高度化しており、その点で、看護教育に携わる者の高度化も必要となっている。この点から、看護教育を担う人材の養成も、修士課程段階にとどまらず、博士後期課程段階で必要となっている。

以上より、本学がターゲットとする層は「初中等教育の学校教員等」「高等教育の教員、特に教員養成課程を担う短大・大学教員」「看護医療人材養成を担う教員・教育指導者」（看護教育を担う高等教育機関の教員・医療現場における教育指導者）である。これらの層が共に学ぶことにより、近接領域への理解が深まり、相互に学びが深まることが期待される。

なお、これらのターゲット層別の養成人材像は表1の通りである。

表1 ターゲット層と養成人材像の対応

ターゲット層	養成人材像
初中等教育の教員等	教育現場の実践上のリーダー
教員養成課程等を担う短大・大学の教員	教員養成現場を中心とした高等教育での人材養成のリーダー
看護医療人材養成を担う教員・教育指導者	看護医療人材養成のリーダー

B) 養成人材像

次に、個々の養成人材像について、前提として求める能力と、付与する能力に基づいた教

育目標、養成人材像の詳細を述べる。

＜養成人材像別の前提として求める能力と教育目標＞

○教育現場の実践上のリーダー

在学中、あるいは修了後に実践上のリーダーになることを期待される初中等教育の教員に関しては、入学前の段階、すなわち修士課程までの段階で、教育実践に関わる基盤が固まっていること、研究の基礎力があることを求める。前者の観点では、本人が学校現場で中心と考えるテーマとなるであろう教科指導能力や、学級・学校経営、生徒指導等の観点では十分な経験と指導力を持つことを求める。後者の観点では、自身の現場の課題に立脚した修士論文等の一定の長さの論文を書いた経験、書く能力を求める。

その上で、博士後期課程においては、①教科や個別の指導場面のみには捉われない視野・視点の獲得、②その視野に立って個々の事象から一般化・抽象化する能力の獲得、③その能力に基づいた研究の実施、④研究成果の還元の実現を教育目標とする。

○教員養成現場を中心とした高等教育での人材養成のリーダー

在学中、あるいは修了後に大学・短大の教員養成などの現場で中核となることが期待される短大・大学の教員及びその希望者に関しては、入学前の段階、すなわち修士課程までの段階で、自身の指導する分野の基礎が固まっていること、研究の基礎力があることを求める。前者の観点では、例えば、学校教員経験者であれば、後進に伝えるような学校現場での十分な経験と見識、研究を中心にしてきた者であれば、教育研究についての十分な経験と見識を持つことを求める。後者の観点では、初中等教育の教員と同様に、自身の現場の課題に立脚した修士論文等の一定の長さの論文を書いた経験、書く能力を求める。

その上で、博士後期課程においては、①専門分野（学校での経験や教職の専門知識）を伝えるための教育的な背景理解、②その視野に立って個々の事象から一般化・抽象化する能力の獲得、③その能力に基づいた研究の実施、④研究成果の還元の実現を教育目標とする。

○看護医療人材養成のリーダー

在学中、あるいは修了後に教育機関で看護医療人材養成を担う、あるいは医療現場で教育担当師長等の立場で新人・現任教育を行う人材養成・育成上のリーダーになることを期待される教員・教育指導者（あるいはその希望者）に関しては、入学前の段階、すなわち修士課程までの段階で、自身が指導をする予定の看護の領域での基礎が固まっていること、研究の基礎力があることを求める。前者の観点では、例えば、専門領域の看護教育を担うのであれば当該領域の十分な経験や研究経験、看護教育分野や基礎看護全般の場合においては看護教育の基礎的な知識と研究経験を持つことを求める。後者の観点では、教員養成課程の教

員と同様に、自身の現場の課題に立脚した修士論文等の一定の長さの論文を書いた経験、書く能力を求める。

その上で、博士後期課程においては、①専門分野（看護などの専門分野の知識や看護医療現場での経験等）を伝えるための教育学的な背景理解、②その視野に立って個々の事象から一般化・抽象化する能力の獲得、③その能力に基づいた研究の実施、④研究成果の還元の実現を教育目標とする。

<教育目標を果たすための教育の概要>

上記の教育目標について、各養成人材とも、共通として目標とされるのは、4つの側面である。つまり、①個別の場面のみには捉われない視野・視点と、専門分野を伝えるための教育学的な背景理解、②広い視野に立って個々の事象から一般化・抽象化する能力の獲得、③一般化・抽象化の能力に基づいた研究の実施、④研究成果の還元の実現である。そのために、具体的な教育の中では、全般に関わって博士研究指導をコースワークと合わせ置くことで、各科目で学んだ内容を総合的に博士論文に繋げていくほか、以下の内容を行う。

①に関わっては、個人から社会システムまでを含むような包括的な視点で俯瞰できる能力を持つことができるよう、養成人材像に沿って選択必修科目を置く。

②に関わっては、省察的実践の考え方を学ぶ科目、現場に則した実践力の強化を促す科目を必修科目に置き、また、選択必修科目の中では「実践と理論の往還」を具体的な内容に沿って考え、「実践から応用可能な理論を導く」過程を学ぶ。

③に関わっては、研究方法の理論と実際を学ぶ科目を選択必修科目として置く。

④に関わっては、研究発表会での相互研鑽などで、能力を涵養する。

<養成人材像の詳細>

○教育現場の実践上のリーダー

上記の教育目標とそれに基づいた教育を経ての修了後の人材像としては、教育現場の実践上のリーダーが挙げられる。この人材では、よりよい実践を自身が行うだけでなく、実践を理論化・抽象化させて伝達可能な知の形に昇華させ、それを周囲の実践者、あるいは離れた所にいる実践者にも伝えていけること、また主体的に学修機会を創出し、他者を巻き込んでよりよい実践の検討を行っていけることが期待される。

○教員養成現場を中心とした高等教育での人材養成のリーダー

上記の教育目標とそれに基づいた教育を経ての修了後の人材像としては、教員養成現場を中心とした高等教育での人材養成のリーダーが挙げられる。この人材では、よりよい実践を自身が行うだけでなく、理論化や抽象化のノウハウを今後学校教員になる大学生や大学院生に伝え、また現場から大学院に学びに来る社会人院生に、研究方法から学びの仕方

までを伝えていくことが期待される。また、教員養成課程等において中核となり、そのコース設計に関わっていくことが期待される。

○看護医療人材養成のリーダー

上記の教育目標とそれに基づいた教育を経ての修了後の人材像としては、看護医療人材養成のリーダーが挙げられる。この人材では、よりよい実践を自身が行うだけではなく、理論化や抽象化のノウハウを、研究しながら実践を行う必要がある看護医療人材の候補である大学生や養成機関の学生に伝え、またキャリアチェンジで学びに来る社会人学生に適切な学びを提供することが期待されること、実際に看護師になった者がよりよい看護医療を提供できるよう教育指導者として後進を導くことが期待される。あわせて、看護医療人材養成機関において中核となり、そのコース設計に関わっていくことが期待される。

(4) 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

A) ディプロマ・ポリシー

上記の養成する人材像と修得させる能力の観点から、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を以下のとおり定める。

共生の理念のもと、実践の深い問題意識に裏打ちされた高い専門性を持ち自律的に研究を遂行できる教育・研究の実践者を養成する目的から、博士論文、それに付随する単位修得、学会活動や論文発表等の業績によって、以下の要件をすべて満たすことが示された者に対して、博士（教育）の学位を授与する。

DP1 自身の専門分野の知識を活かしつつ、教育に関する実践と理論を往還して自律的に研究を遂行する能力を持つこと

DP2 教育の現場における課題を本質的問いとして示し、実践から応用可能な理論を導く能力を持つこと

DP3 自身の専門分野の教育について、個人から社会システムまでを含むような包括的な視点で俯瞰できる能力を持つこと

DP4 実践を基にした研究から生まれた知見を生かし、教育の現場での実践的な問題解決を行うとともに、研究成果を現場の改善へとつなぐ役割を積極的に担い、情報発信をしていく能力を持つこと

B) 養成人材に沿った教育目標とディプロマ・ポリシーの関係性

ここで、3つの養成人材像に共通した部分での教育目標とディプロマ・ポリシーの関係性は表2のようである。

表2 各養成人材に共通の教育目標とディプロマ・ポリシーの対応

教育目標	対応する DP
個別の場面のみに捉われない視野・視点と、専門分野を伝えるための教育学的な背景理解	DP3
広い視野に立って個々の事象から一般化・抽象化する能力の獲得	DP1・2
一般化・抽象化の能力に基づいた研究の実施	DP1・2
研究成果の還元の実現	DP4

2. 研究科、専攻の名称及び学位の名称

(1) 研究科専攻の名称

本研究科博士後期課程は、既設の教育学研究科教育学専攻修士課程の理念と成果を発展させ、より高度で実践的な教育・研究の目的のもと新たに設置するものである。そのため、研究科の名称は「教育学研究科」とし、専攻の名称は「教育学専攻」とする。また、研究科の英訳名称は「Graduate School of Education」であり、専攻の英訳名称は「Course of Education」である。

(2) 学位

本研究科博士後期課程は、教育を通じて共生社会を実現するべく、新たに発生する高度な教育課題を解決するために実践に根ざした研究を自律的に遂行できる教育実践者や、次代の教育実践者を大学等で養成するような教育者・研究者の育成の目的から、学位の名称を「博士（教育）」とする。学位の英訳名称は「Doctor of Philosophy in Education」（以下、「Ph.D. in Education」と示す）である。

(3) 定員

本研究科博士後期課程の学生の定員は1学年5名（収容定員15名）とする。

3. 教育課程の編成の考え方及び特色

(1) 教育課程の編成の考え方（カリキュラム・ポリシー）

本研究科博士後期課程には、修士課程・専門職学位課程の両方からの入学者、学内出身者・学外出身者の両方など、多様な出身の学生が入学してくることが想定される。しかし、実践と理論の往還を目指す本博士後期課程の特性から、いずれの学生の場合でも、現場を持ち、あるいは現場経験があり、現場での課題意識があることは共通すると考えられる。また、それぞれが自身のフィールドを持ち、専門知識を持つことが前提での研究が展開されることも共通と考えられる。

このことを踏まえて、ディプロマ・ポリシーに関わった観点で、本研究科博士後期課程の教育課程の編成では、課題意識からの研究ができるよう、研究指導科目群をその中核に据

える。 研究指導科目群はいずれも必修とする（資料7・資料8）。

さらに専門科目においては、省察的实践という考え方の強化と、応用行動分析学やファミリーテーションの手法を活かした課題解決に向けた方策の学修を重視した2つの科目を必修とし、合わせて、選択必修科目において実践の深化の観点、俯瞰的視野の涵養の観点から2つの科目群を置く。

次に、自律的に研究を遂行する能力を涵養し、実践から一般化し、他の現場でも応用可能な理論を導く能力を涵養するため、自身の依拠するフィールドに関わる研究能力を強化する基盤科目群を置く。基盤科目群からは自身に適した分野の科目を1科目以上選択必修とする。

DP4に関わった観点では、情報発信力をつけるために、研究発表会や、博士論文審査および合格後での公開発表会を活用していく。

資料7 3つのポリシーの相互関係

すなわち、本研究科博士後期課程の教育課程に関わって、カリキュラム・ポリシーは以下の4点である。

CP1：自律的に研究を遂行する能力を涵養するため、コースワークにおいて研究指導科目群を中心に据える。

CP2：教育に関して実践と理論を往還した研究が行えるよう、専門科目に共通の土台となる必修科目を置き、実践の深化の観点、俯瞰的視野の涵養の観点で、各養成人材像別に必要な資質を身につけるための選択必修科目を置く。

CP3：実践に根差した研究・教育を行う能力をつけ、実践から応用可能な理論を導くため、研究手法とその理論的背景を学ぶ基盤科目群を配置する。

CP4：情報発信力を涵養し、段階的に博士号取得へ向かわせるために研究発表会や博士論文審査の際の公開発表会を利用する。

このように学位論文執筆に直結するような研究指導を中核に据え、さらにその研究指導科目群では3つの段階に分けることで有機的なつながりを持たせ、学位授与へ向けて段階的なプロセスを踏ませていく。

また、博士研究指導Ⅰ～Ⅲでは、各段階で設けられている研究発表会、博士論文の準備状況に合わせて設定される博士論文の予備審査会、本審査会を活用し、そのプロセスと質を担保していく。

以上の科目群とその内容の構成を示したものが表3である。

表 3 教育課程の構成

科目群	科目名	必修／選択	単位	
研究指導科目群	博士研究指導Ⅰ	必修	2 単位	
	博士研究指導Ⅱ	必修	2 単位	
	博士研究指導Ⅲ	必修	2 単位	
専門科目群	教育実践 講究	教育実践講究Ⅰ（省察的实践）	必修	2 単位
		教育実践講究Ⅱ（教育現場の課題解決のための方策）	必修	2 単位
	特別講究 Ⅰ	特別講究Ⅰ（学校臨床社会学）	4 科目から	2 単位
		特別講究Ⅰ（発達心理学）	1 科目	2 単位
		特別講究Ⅰ（教育相談論）	選択必修	2 単位
		特別講究Ⅰ（看護教育学）		2 単位
	特別講究 Ⅱ	特別講究Ⅱ（初中等教育の社会学）	3 科目から	2 単位
		特別講究Ⅱ（高等教育の社会学）	1 科目	2 単位
		特別講究Ⅱ（教育・医療・福祉の連携論）	選択必修	2 単位
	基盤科目群	研究方法特別演習Ⅰ～Ⅷ	1 科目 選択必修	2 単位

（いずれも、2 単位の中にスクーリング単位を含む）

資料 8 開設科目の関係性と相互のつながり

(2) 授業科目群とそこで育成する能力

以下、上記の科目群について詳述する。

A) 研究指導科目群

研究指導科目群は、各科目群を繋ぐ中心となる科目群であり、3つの段階に沿った「博士研究指導Ⅰ」「博士研究指導Ⅱ」「博士研究指導Ⅲ」の科目からなる。各科目は、養成人材像に沿った3つの専門領域に関して開設され、学生は自身の課題に沿って1つの領域で、原則は3年間を同一教員のもとで3科目履修していく。3科目での授業概要と到達目標はそれぞれ以下の通りである。

博士研究指導Ⅰ

【授業概要】

博士研究指導Ⅰでは、学生が、教員とともに実践上の経験や知見の集積の中にある現場の課題を検討しつつ、学術的な理論・概念についての理解を深化させる。その中で、特定現場

における課題設定の力を持った学生が、より広い範囲で適用可能な課題を設定し直せる力をつけることを目指す。そのために、学生は教員から個別指導を受け、①入学当初の研究計画書を基に、自身の実践での課題意識の中から今後の自身や他者の実践に資するよう、**一般化・汎用化したテーマ設定を実施し**、②自身の実践を土台にした**リサーチクエスチョンを設定し**、③**研究実施に必要な研究倫理**について学んだうえで、④博士論文の序論の一部となりうるような**研究の背景・先行研究について検討し**、それらを具体的にまとめた研究計画を作成する。

【到達目標】

- ・博士論文の序論の一部となりうるような研究の背景・先行研究について検討し、研究方法についても精査したうえで、専門科目や基盤科目の学修成果も踏まえた研究計画を作成する。

博士研究指導Ⅱ

【授業概要】

博士研究指導Ⅱは、学生が教員からの個別指導を受けながら実施していく。具体的には、①博士研究指導Ⅰに続き**先行研究をさらに深め**、②博士研究指導Ⅰで作成した**研究計画に基づき、調査研究を実施し**、③**結果を研究としてまとめ**、学会発表し、査読付き論文として投稿する（または「課題研究」としてまとめる）とともに、④その論文が博士論文全体のどこに位置づくかを考えながら、**博士論文の章立てを検討**する。その過程においては、**現場での研究の実施にあたり、研究実施上での困難を教員と相談しながら解決し、よりよい実施方法や、よりよい改善策を見いだしていく**。また、論文作成においては、実践の成果を学術的な文脈の中で捉えなおし、研究として示していく過程を学ぶ。

【到達目標】

- ・調査研究の中で、結果を得て、博士論文としてまとめる方向性を決定している。
- ・博士論文の一部となりうる成果を査読付き論文又は「課題研究」としてまとめる。
- ・博士論文の執筆を始めることができている。

博士研究指導Ⅲ

【授業概要】

博士研究指導Ⅲは、学生が教員からの個別指導を受けながら実施していく。具体的には、専門科目や基盤科目の学びと、**博士研究指導Ⅰ・Ⅱで得られた成果を踏まえ、理論と実践の往還を実現するべく、実践研究として組み立て、集大成である博士論文を作成**する。その際、学生は、単なる実践や単なる理論に留まらず、**実践上の経験や知見（実践知）と学術的な理論・概念（理論知）を交流させた論文を作成**することが意識できるよう留意し、教員は

そのための指導を行っていく。論文として提示する際には、**学術的な貢献はもちろんのこと、実践の現場にも伝わり、貢献ができるよう留意する。**

この一連の中で、学生は博士論文の草稿を提出、予備審査を受審し、その合格者は、博士論文の原稿を提出し、本審査を受審する。

【到達目標】

- ・博士論文を提示する中で、実践現場と学术界の両方への貢献を行う。
- ・博士論文の審査基準に沿った博士論文を提出し、実践と理論の往還について論文内に示すとともに、プレゼンテーションを通じて情報発信する。
- ・修了後に、研究成果自身を現場に還元していき、研究で身につけた諸能力を実践現場で活用していける力を持てる。

博士研究指導はⅠ～Ⅲの順に履修する。Ⅰは必ず初年度に履修するものとし、所定の研究発表会での1回以上の発表と「研究計画書」の提出により、到達目標が確認できた者に対して単位を授与する。

博士研究指導Ⅱは博士研究指導Ⅰに続いて履修し、所定の研究発表会での2回以上の発表と、博士論文のもととなりうる査読論文、もしくは当該年度の成果をまとめた「課題論文」の提出により、到達目標が確認できた者に対して単位を授与する。

ただし、博士研究指導Ⅰ・Ⅱの履修期間において学会発表等において顕著な成果を残したと認められる者においては研究発表会での発表の一部を免除する。

博士研究指導Ⅲは博士研究指導Ⅱに続いて履修する。博士研究指導Ⅲの履修が認められた者は、所定の予備審査を受験する資格を得る。予備審査に合格した者においては博士論文本審査の受験資格を得る。本審査の合格者には学位が授与される。

この博士研究指導は、本研究科博士後期課程の理念である「実践と理論の往還」の教育を実現するために、養成人材像に沿って以下の3つの領域を置き、領域ごとに、研究指導内容を定める。

○初中等教育実践領域

この領域では、初中等教育の教員をターゲット層に、将来、教育現場の実践上のリーダーとなるための研究指導を行う。研究指導内容は、以下のようである。

- ・教育実践の社会学的探究（学校臨床社会学）
- ・教育実践の心理学的探究（発達心理学・認知心理学）
- ・特別支援教育
- ・教育の機会保障（通信制高校を含む初中等教育の教育環境をめぐる状況）の探求
- ・教育実践の省察的探究

- ・専門職の生涯学習・職能開発
- ・ファシリテーション論・応用行動分析による教育実践の改善
- ・教育・医療・福祉の連携の探究

○高等教育実践領域

この領域では、教員養成課程等を担う短大・大学教員、およびその希望者をターゲット層に、教員養成現場を中心とした高等教育での人材養成のリーダーとなるための研究指導を行う。研究指導内容は、以下のようである。

- ・教師教育
- ・高等教育の教育改善や質保証に向けた取組みの検討
- ・教育の機会保障（高等教育の教育環境をめぐる状況）の探究
- ・教育実践の省察的探究
- ・専門職の生涯学習・職能開発
- ・ファシリテーション論・応用行動分析による教育実践の改善

○看護医療教育実践領域

この領域では、看護医療人材養成を担う教員・教育指導者をターゲット層に、看護医療人材養成リーダーとなるための研究指導を行う。研究指導内容は、以下のようである。

- ・看護師養成および看護師の新人・現任教育の改善（看護教育学）
- ・病に関する社会学的考察（医療社会学）
- ・教育実践の省察的探究
- ・専門職の生涯学習・職能開発
- ・ファシリテーション論・応用行動分析による教育実践の改善
- ・教育・医療・福祉の連携の探究

研究指導内容には領域特有のもの、領域を超えて共通性があり、総合・複合的にまたがる内容がある。総合・複合的にまたがる場合は、共通性を踏まえつつ、各領域に応じた指導を行っていく。

資料 9 養成人材像別の研究指導内容

なお、本博士後期課程では、研究指導においては、発表会といった集合の機会を除き、同一会場での対面指導だけではなく、同時双方向 Web 会議の方式も含めて行う。

本博士後期課程の教員は、全員がメディアを利用した同時双方向の研究指導を行ってきた経験がある。さらに大学として修士課程での導入実績がある。そのため、教員には対面以外でのコミュニケーションの能力も実績もあり、大学にも指導のサポートの実績がある

ことから、Web 会議方式というメディア利用の指導であっても、研究指導ができることが示されている。

さらに、学生は社会人であるためテーマが非常に具体的である。テーマが具体的であり、かつ現場を持っているがゆえに、限られた対面の機会のみよりも、時宜を逸しないところで、必要に応じた Web 会議での指導ができることは通信教育の強みである。この指導では、教員は、学生の方に実践現場での特殊・具体的な内容がある場合にそれを受け止めた上で、当該分野の学術的な言葉で返しながらかしんを行っていく。その意味で、教員は実践現場におもむかなければ指導ができないわけではなく、学術の言葉で返しながらかしんが高めあっていくことが可能である。さらに、必要に応じて指導の中で現場におもむくことも行っていく予定である。

B) 専門科目群

専門科目群は、ディプロマ・ポリシーで掲げた能力の獲得に向けた科目群であり、1・2年目に履修をして、研究の基礎となる能力や視野を獲得するための科目群である。

専門科目群は、3つのまとまりからなる。第一が、教育実践講究の2科目で、これらはいずれも必修科目である。

教育実践講究Ⅰでは、実践に根差した自律的な研究が行えるよう、実践と理論の往還の観点から、「省察的実践」の理論を習得し、身につけることを目標とする。その学修の中で学生は多様な職種とのディスカッションを行い、自身の実践をめぐる認識の「フレーム（枠組み）」に気づき、省察するフレーム分析を行っていく。本科目は1年次を標準修業年限とし、自らの実践・職務の省察、省察を踏まえ、その成果を博士研究指導Ⅰでのテーマ設定、リサーチクエスションの導出に活かすことを目指す。

教育実践講究Ⅱでは、実践を深め、将来的に研究成果を実践に還元できることができるようになることを目指し、その土台となるような課題解決の能力をつけることを目標とする。具体的には、本科目においては、①課題分析を行い、②解決に向けた計画を立案し、③課題解決に向けたコミュニケーションを図り、④その解決に向けてファシリテーションの技法を応用していくための学修を行う。本科目の標準修業年限は1年次で、教育実践講究Ⅰと並行して履修することとする。学生は、教育実践講究Ⅰで実践を省察し、さらに教育実践講究Ⅱの成果を活かして実践を改善し、さらに改善した内容を省察していく中で、実践と理論の往還を図る方法や、研究と現場を繋ぐ方法を学んでいく。

第二が、特別講究Ⅰの科目群である。これは、3つの養成人材像に関わった4つの科目（学校臨床社会学／教育相談論／発達心理学／看護教育学）からなる。学生は、自身の活動する分野や専門領域に沿って、いずれか1科目を選択必修で履修する。その中で、ディプロマ・ポリシーの第一項目（DP1）に関わって、「実践と理論の往還」を具体的な内容に基づいて身につけ、その内容に沿って研究の素養を身につける。同時に、その学修過程の中で、当該分野での先行事例などを通じて、ディプロマ・ポリシーの第二項目（DP2）

にある「実践から応用可能な理論を導く」過程を学ぶ。本科目は1・2年次を標準修業年限とする。本科目群の位置づけは、必修科目で学んだ学修を各論的に自身の分野において深めることであり、学生は自身の学修の進め方に沿って1年次または2年次において履修を行う。

第三が、特別講究Ⅱの科目群である。これは、3つの養成人材像に対応した3科目からなり、初中等教育、高等教育、教育・医療・福祉間の多職種連携について開設されている。学生は、自身の活動する分野や専門領域に沿って、いずれか1科目を選択必修で履修する。その中で、ディプロマ・ポリシーの第三項目（DP3）に関わって、自身の専門分野の教育について、個人から社会システムまでを含むような包括的な視点で俯瞰できる能力を身につけることを目指す。そのために各領域を起点としながら、教育をミクロ・マクロの両面から見ることを学修し、社会における教育の役割や、自分の関わる領域の教育の重要性を再認識していく。本科目は1・2年次を標準修業年限とするが、広い視野を持つという趣旨から、必修科目ならびに特別講究Ⅰの後での学修、あるいは特別講究Ⅰと並行して学ぶことを基本的には推奨する。

なお、専門科目では、ディプロマ・ポリシーの第四項目（DP4）に関わって、「教育の現場での実践的な問題解決を行うとともに、研究成果を現場の改善へとつなぐ役割」を積極的に担う資質も涵養する。そのために、各科目の単位修得の条件となる科目修得試験では、現場の問題をどのように捉え、解決策を探るか、その解決策をどのように現場の改善に活かすかを問う内容を主に課すものとする。

C) 基盤科目群

基盤科目群は、実践を研究する博士の学位を持つことになる者として教育学研究の意義や研究能力の必然性を再確認するために研究手法とその背景思想を学ぶ科目群である。学生は、単に方法論を学ぶだけではなく、方法の背景のある考え方を学ぶことで、自身の実践研究上の立場についての考え方を確立する。また、この科目においては、自身の用いる研究手法やアプローチについて、その手法を用いることの信頼性・妥当性といった質の担保についても詳細に考察をする。これにより手法を当てはめて結果を導くにとどまらない姿勢、理論化や一般化、体系化の可能性や限界についても考察する姿勢を身に付ける。基盤科目は研究方法特別演習Ⅰ～Ⅷのうち、1科目を選択必修とし、研究遂行上の観点から1年次に履修することを原則とする。

(3) 教育方法の特徴

本研究科博士後期課程の教育方法には以下の5点の特徴がある。

第一は、理論と実践の往還を意識した授業の展開である。学生が実践に根差した学修ができるよう、対面の授業や指導の前後には事前・事後課題を示すこととする。事前・事後課題は、科目ごとで固定のものではなく、個々の学生の状況に合わせて提示するものとする。

第二は、各科目群におけるメディアを利用した授業・指導の導入である。学生は、すべての科目で規定された対面またはメディアでの直接指導を受ける。これにより通信教育課程で一方の指導になることや、学生の進度に合わせた指導が受けられない弊害を防ぐ。授業・指導の方法は、対面またはメディアを利用した授業・指導のいずれかを選べるものとする。メディアの利用は、教員と学生の双方向性を保つために、音声・画像同時双方向の仕組みのみを利用して行う。一方になりがちなストリーミング配信などは行わない。

第三は、研究発表会等で複数の学生が、学年を超えて集まる機会の導入である。博士後期課程の学修は個別性が高くなり、孤立しがちであるために、学生は定期的開催される発表会で相互研鑽の機会を持つことができる。

第四は評価基準の明確化である。各科目のシラバスにおいては、科目の単位取得に求められる基準と成績評価の基準、各要素の割合を明確化し、それに基づいた総合的な評価により成績判定を実施する。

第五は、学生の支援体制である。第一は、**職業をもつ社会人の学生に配慮した履修・研究指導体制**である。博士後期課程専任教員が柔軟に相談に応じることができるよう、あらかじめ学生が相談の希望日時を教員に伝え、双方の合意のうえで、随時、対面もしくは Web 会議上で個別に相談できる環境を整える。第二は、**副研究指導教員の活用**であり、研究上で、主研究指導教員以外による支援が必要な場合に、これらの教員が対応する。第三は、**ハラスメント防止対策**であり、「アカデミック・ハラスメント」「セクシャル・ハラスメント」「パワー・ハラスメント」などの被害にあった際に、相談可能な相談員を学内においている（資料 10）。相談員は、教員が担当しているが、博士後期課程においては、研究科の外の教員が相談員を担うことで、利害関係による不利益を学生が被らないように工夫をしている。なお、この相談員は、学内に組織されたハラスメント防止委員会のメンバーであり、学生には大学のメディア媒体等により、周知徹底を行っていく。

資料 10 星槎大学ハラスメント防止ガイドライン

4. 教員組織の考え方及び特色

(1) 教員組織編成の考え方

本研究科博士後期課程では、広く教育に関わり、実践に根差した研究と教育を併せ行うことができる人材を育成する。この観点から、**専任教員は、教育に関わる多様な専門性のある教員で構成され、8名全員が博士の学位を有する者、ないしは博士課程単位取得後退学の上で博士課程において指導経験がある者である。**分野の面では、狭義の教育学（教育思想等）に関わる者から教育社会学・教育心理学に関わる者、さらに共生社会の構築の面を視野に入れた社会学を行う者等まで、教育に関わった幅広い教員を配置している。

専任教員はまた、全員が本学の教育学研究科修士課程、ないしは教育実践研究科専門職学位課程を兼ねており、これにより両研究科からの接続を担保し、教育に連続性と一貫性

を持たせている。

また、8名中6名は教育学研究科または教育実践研究科において、遠隔教育による授業と研究指導の両方の経験があり、他の2名も通学制での研究指導経験が長い者や、遠隔教育における授業経験がある者である。したがって、すべての専任教員は、通信教育課程での教育、研究指導についても十分な経験を持っている。

(2) 教員の年齢のバランス

専任教員の開設時における年齢分布は、35歳～74歳までであり、30～39歳が1名、40～49歳が2名、50～59歳が2名、60～69歳が1名、70～79歳が2名である(表4)。教員構成は、継続性を保ち、さらに研究・教育の活性化を図るため、各世代がともに1～2名とし、バランスを持たせている。また、完成年度には専任教員8名のうち3名が定年を迎えることから、該当の3名について公募により後任の専任教員を補充する(資料11)。採用にあたっては、教育研究の質を担保するために、十分な教育研究の実績をもつ教員を採用する計画であり、優秀な若手・中堅の教員の採用も含め、教育研究の継続性や教員組織の年齢構成のバランスにも留意していく。

なお、本研究科博士後期課程は実践家を学生として受け入れるため、教員には一定の経験が求められる。その点で、余人をもって代えがたい教育・研究経験をもつ者については高齢であっても採用しており、これらの教員においては、長年にわたる知識と経験を十分に発揮することができるよう、担当科目数および委員会数に配慮する。また、教育・研究の継続性に留意して、計画的に教員の配置・採用を行う(資料12・13)。

表4 専任教員の年齢分布(開設時)

職位	30～39歳	40～49	50～59	60～69	70～79	合計
教授	0	2	2	1	2	7
講師	1	0	0	0	0	1
合計	1	2	2	1	2	8

資料11 教員の後任補充計画

資料12 就業規則における定年の扱い

資料13 定年規程

(3) 教員組織の将来構想

教育研究の継続性にも留意し、教員の年齢構成が高齢に偏ることのないよう、年齢構成でバランスのとれた教員組織づくりを進めていく。そのために、以下の2つの取り組みを段階的に実施する。

【第1段階】学内の若手・中堅教員の育成および配置

本博士後期課程の専任教員8名のうち、30～39歳の1名は、開設時には専任講師として講義科目のみ担当する予定であるが、将来的には学校臨床に関わる領域で研究指導科目も担当することを想定している。そのため、大学院での教育と研究指導の実績を積み重ねる機会を提供する一方、十分な研究時間を確保できるように所属委員会数を平均の半分程度とし、博士後期課程以外の担当科目数については、修士課程の研究指導科目、あるいは専門職学位課程のそれに相当する科目を除き、いずれかの課程の担当科目を2科目までとする予定である。

また、本博士後期課程の教員の年齢構成に留意し、既設の教育学研究科（修士課程）、教育実践研究科（専門職学位課程）、共生科学部（学士課程）の若手・中堅教員で十分な研究業績、並びに研究指導を含む十分な教育業績を有する者について、博士後期課程への配置も検討している。配置にあたっては、完成年度以前の場合は、履行状況調査に関わる教員審査を受けるものとし、完成年度を超えてからも、学内の業績審査で当該教員の適格性を厳正に審査し、教育研究の質の担保に十分留意する。意欲的な若手教員については、博士後期課程専任教員候補として、研究実績を積む時間を確保することができるように、所属委員会数を平均より少なくするなど全学的に研究活動への配慮を行う。

このように、学内の若手・中堅教員を育成し、博士後期課程に配置することは、年齢構成でバランスのとれた教員組織を実現し、教育研究の連続性・継続性を担保することにもつながる。

【第2段階】学外の若手・中堅教員の採用

学内の若手・中堅教員の育成や配置の状況もふまえて、必要に応じて学外の若手・中堅教員の採用も行う。その際には、十分な教育・研究実績をもっている者を前提に採用していく計画であるが、教育研究の継続性も鑑みて、若手・中堅教員も含めて募集を行う。採用にあたっては、大学院設置基準第9条の規定をふまえて、教育研究業績、保有学位、研究分野と担当科目の整合性、学会活動等の基準により厳正な審査を行い、教育研究の継続性だけでなく、質の担保を図る。

本博士後期課程は、年齢構成でバランスを持たせているため、完成年度後も、欠員が生じることのないよう、全学的な教員組織の状況をふまえた若手・中堅教員の計画的な採用、ならびに育成を行う。

5. 履修指導、研究指導の方法

(1) 研究指導担当教員の編成と決定

研究指導は主研究指導教員と副研究指導教員の2人体制で実施する。このうち、主研究指導教員に関しては、入学希望者の方で、出願期間前に研究指導を希望する教員に、研究計

画素案を持参のうえ、面談を申し出なければならない。面談に応じる教員は自分の専門分野と学生の希望を照合し、入学試験に合格した場合に研究指導を受け入れるかを決定する。出願者は、研究指導を希望する教員の合意の上で出願を行う。教員は、面談の際に他の教員がより適切であると考える場合にはその教員への紹介を行う。

出願者は上記の過程で内定した主研究指導教員を出願書類の所定の箇所に記入する。その後、入学試験で合格の基準に達し、学生となった者は出願時の主研究指導教員のもとで研究を行う。副研究指導教員については、入学後に学生の希望を考慮して決定を行う。

学生は在学中 1 回に限り主研究指導教員の変更の希望を申し出ることが出来る。主研究指導教員の変更がある場合は、必要に応じて副研究指導教員を変更する。ただし、上記の変更に際しては、研究科側の都合による担当教員の変更等、学生側の希望でない場合は含めない。

主研究指導教員及び副研究指導教員は、博士後期課程教授会（後述）の承認をもって決定する。

(2) 履修計画・科目選択の指導

履修計画・科目選択の指導に関しては、以下の過程を経る。第一に、入学時のオリエンテーションにおいて、教育課程ならびに履修に関するガイダンスを行う。その際は、標準修業年限での履修（資料 14）、それ以外での履修の各々の修了要件と履修モデルを紹介する。第二に、ガイダンスをもとに学生は履修計画を策定する。第三に、学生が立てた履修計画について、学生は主研究指導教員に相談を行う。主研究指導教員は学生の履修計画に対して必要に応じた助言を行う。履修科目の決定に際して、教員は以下の点に留意して指導を行う。

- ①履修科目数や順序の観点から、適切な学修計画となっていること（特に 1 年次）。
- ②専門科目が、学生の博士論文の予定されるテーマに役立つ（適合性の高い）ものとなっていること
- ③基盤科目が、学生の博士論文作成に役立つ科目の履修となっていること。

基盤科目では、原則は、主研究指導教員の科目を履修することとするが、必要に応じて、副研究指導教員の科目等に変更することができる。こうした場合においては、学生と教員は十分な相談を踏まえて決定するものとする。

また、学生は、必修・選択必修科目の科目数の範囲を超えた科目を履修でき、また修士課程・専門職学位課程の科目を履修できる。ただし、その際に、履修に無理のない計画となるよう、履修計画の策定時に相談することを原則とする。

学生は、履修相談を経た上で、履修計画を提出する。

履修計画は、計画的な博士号取得を支援するべく、1 年次では修了時までの履修計画を立

てる。ただし、必要に応じて、2年次以降の年度当初に、履修相談をした上での変更を認めるものとする。

資料 14 博士後期課程の履修モデル（標準修業年限）

(3) 研究指導の方法

A) 研究指導教員決定後の体制

研究指導体制は、主研究指導教員と副研究指導教員の複数指導教員体制とする。複数指導教員体制とは主研究指導教員と副研究指導教員の2人体制で指導を行うことである。このような複数指導教員体制をとることで、主研究指導教員が研究課題の設定、研究計画の立案・精査、研究計画の遂行といった博士論文にかかる全過程の主たる責任を有し、副研究指導教員は上記の過程で主研究指導教員の研究指導を補完または分担することができる。これにより、教員側は、主研究指導教員でなければ対応できない以外の面でも研究遂行を支援でき、学生は多様な着眼点を得ることができる。

B) 研究計画および研究倫理に関する指導

研究計画の指導は博士研究指導Ⅰで行う。この段階で、学生は専門科目のうちの必修科目2科目と、選択必修である基盤科目、および選択必修である一部の専門科目を履修している。これを踏まえて、教員は、出願時の研究テーマ・研究計画書をもとに、学生が特定の場面に特化した課題設定ではなく、博士課程での研究として、一般化・汎用化可能な研究成果を導ける課題設定・テーマ設定となるよう指導していく。指導では、必修を中心とした専門科目でのディスカッションや実践の振り返りも生かせるよう、学生と教員との個別でのディスカッションも重視していく。

実践現場に沿ったテーマに関してを研究に即して再設定することができてきた学生は、研究の背景・先行研究について検討も行いながら、リサーチクエストンとして落とし込み、研究方法の詳細についても検討していく。学生は、基盤科目で深めた研究方法に関する学びも生かし、自身の研究計画における方法面を精緻化する。

研究計画の整備の際には研究倫理に関する指導を併せ行う。研究倫理に関する指導は、入学後の研究発表会において、研究科教員が同時期入学の学生を集めた集合研修の形で行い、実践研究を行う研究者として研究を遂行する上での倫理の在り方を学ぶとともに、必要に応じて、各主研究指導教員が個別でも行っていく。学生は、これらの指導の後、指導教員らの指導を受けながら、当該研究における研究倫理申請を行う（資料 15）。

なお、本研究科で想定される研究テーマは人が関わる実践が大半であることから、本学の研究倫理審査の規程に沿って、原則は研究倫理審査を受審するものとする。この過程を経て、研究計画が整備され、倫理的にも妥当性であると判断される場合には、博士研究指導Ⅰから博士研究指導Ⅱへ進む。

C) 研究遂行上での指導

研究遂行のうち、主に実証的な調査分析による研究や、洞察に基づいた実践の一般化や汎用化を試みる研究のプロセスは博士研究指導Ⅱの段階で行う。この段階では、研究倫理で承認された研究計画を着実に遂行することを目指し、学生は研究の重要局面を中心に定期的に教員から指導を受ける。学生は、博士研究指導Ⅱの終了までの段階ですべての専門科目と基盤科目を履修し終えている。教員は、学生の履修状況や履修科目を踏まえつつ、学生との指導上のやり取りの中で、学生が専門科目で得た知見を確認し、かつ、その知見を研究に活かせるよう指導していく。博士研究指導Ⅱでは、各学生が研究を遂行していくとともに、成果を発表、論文等で公開していく段階でもあり、教員は、そのプロセスを指導し、博士論文の一部が完成していくように促していく。

(4) 博士論文の作成

博士論文の作成は、博士研究指導Ⅰ～Ⅲを通じて行われる。特に博士研究指導Ⅰでは自己の関心を焦点化し、実践を基盤にしつつも、より一般化・汎用化が可能な研究テーマとリサーチクエスチョンを設定できていること、それに関わる背景や先行研究等の必要な関連事項を押さえられていることが求められる。博士研究指導Ⅱでは研究を遂行し、博士研究指導Ⅱの後半および博士研究指導Ⅲの前半では博士論文の執筆を行っていることが求められる。その過程では、自身の実践・調査研究について査読付き論文で公表していること、特に少なくとも1本目の査読付き論文は博士研究指導Ⅱまでに提出、採択されていることが期待され、博士後期課程修了のための要件の1つでもある。さらに、この博士論文の執筆の段階では、研究の遂行の結果までではなく、そこからの深い考察と結論が提示されることが求められる。結論の部分では、ディプロマ・ポリシーの「実践を基にした研究から生まれた知見を生かし、教育の現場での実践的な問題解決を行うとともに、研究成果を現場の改善へとつなぐ役割を積極的に担い、情報発信をしていく能力」に照らし合わせて、その研究成果が学問上で有意義であることだけでなく、実践上で意義であり、学生のいるフィールドに限らず転用可能な知見が導かれていることが記載される。

主研究指導教員ならびに副研究指導教員は、学生が上記のような博士論文を執筆できるよう、学生が「教育に関する実践と理論を往還しつつ自律的に研究を遂行する能力」を獲得できるよう、指導を行う。

6. 博士論文審査体制と修了要件

博士論文審査は、博士論文審査・作成スケジュール（資料 16）に沿って、実施される。

(1) 博士論文審査（予備審査・本審査）以前の流れ

本研究科では、博士後期課程修了に向けて円滑に単位取得ができるようにするため、研究指導科目群の合否認定にあたっては、それぞれ合否判定委員会を組織し、その合議により合否を決定する。

これらの合否判定委員会の構成員の選任等は、博士後期課程の主要事項を審議する博士後期課程教授会（後述）で行う。

A) 博士研究指導 I 合否審査（研究計画審査）

博士後期課程教授会は、星槎大学大学院教育学研究科博士後期課程学位論文審査内規（以下「審査内規」という）（資料 17）に基づき博士研究指導 I 合否判定委員会の構成員を選任する。博士研究指導 I 合否判定委員会は、主研究指導教員・副研究指導教員を含む 4 名の研究科教員により構成される。本審査においては、必要に応じて 4 名のうち 1 名を博士後期課程教員外の研究者に代えることが出来る。博士研究指導 I 合否判定委員会委員長は研究指導教員（主・副）以外とする。合否判定に際しては、学生からの「研究計画書」と学生の発表会・計画書に関わる主研究指導教員の評価書をもとに、委員会の合議により合否を決定する。合否決定の際には、博士研究指導 II の履修に関する意見（助言）をすることがある。

B) 研究倫理審査

倫理審査に関しては、先に述べたように本学の研究倫理審査委員会が審査を行う。

C) 博士研究指導 II 合否審査（研究成果論文に関する審査）

博士後期課程教授会は、審査内規（資料 17）に基づき、博士研究指導 II 合否判定委員会の構成員を選任する。博士研究指導 II 合否判定委員会は、主研究指導教員・副研究指導教員を含む 4 名の研究科教員により構成される。本審査においては、必要に応じて 4 名のうち 1 名を博士後期課程教員以外の研究者に代えることが出来る。博士研究指導 II 合否判定委員会委員長は研究指導教員（主・副）以外とする。合否判定に際しては、学生からの提出論文（以下、研究成果論文）と学生の発表会に関わる主研究指導教員の評価書をもとに、委員会の合議により合否を決定する。

なお、判定は、以下の 3 つのうち、学生の状況に合わせて、いずれかにより行う。

ア) 標準修業年限での修了希望者のうち、研究成果論文として査読付き論文を提出し、審査を受ける者

上記の者については、当該査読付き論文と学生の発表会（学内の研究発表会、学外の口頭発表）の状況がわかる資料、それらに関わる主研究指導教員の評価書をもとに、委員会

の合議により可否を決定する。

イ) 標準修業年限での修了希望者のうち、研究成果論文として課題研究論文を提出し、審査を受ける者

上記の者については、当該課題研究論文と、査読付き論文を課題論文に代える理由書、学生の発表会（学内の研究発表会、学外の口頭発表）の状況がわかる資料、それらに関わる主研究指導教員の評価書をもとに、委員会の合議により可否を決定する。

ウ) 早期修了を希望する者（研究成果論文を2本提出する者）

上記の者については、査読付き論文と合わせて課題研究を提出するものとする。審査では、当該査読付き論文と課題研究論文、学生の発表会（学内の研究発表会、学外の口頭発表）の状況がわかる資料、それらに関わる主研究指導教員の評価書をもとに、委員会の合議により可否を決定する。なお、これらの者について、課題研究論文を出さずに、査読付き論文2本に代えることができる。この場合、博士論文審査における要件審査での査読付き論文は4本以上とする。

可否決定に際しては、博士研究指導Ⅲの履修に関する意見（助言）をすることがある。

資料 17 星槎大学大学院教育学研究科博士後期課程学位論文審査内規（案）

(2) 博士論文審査（予備審査・本審査）

A) 審査委員の構成

博士後期課程教授会は、審査内規（資料 17）に基づき博士論文審査委員会の構成員を選任する。審査委員会には、主研究指導教員・副研究指導教員も加わることはできるが、委員長は指導教員以外の本研究科博士後期課程教員とし、合計 5 名により構成される。このうち、1 名以上 2 名以内は本研究科博士後期課程教員以外の、当該分野の研究者または当該の分野での実践において十分な実績を持つ者とする。

B) 審査の流れ

博士後期課程では、円滑な論文提出に向けて、博士論文本審査に先立って予備審査（後述）を実施し、その合格者のみ、本審査を受審する権利を持つ。博士論文審査は博士論文審査・作成スケジュール（資料 16）に沿って行われる。

資料 16 博士論文審査・作成スケジュール（標準修業年限）（再掲）

C) 博士論文本審査の内容

博士論文本審査は、①博士論文要件審査、②博士論文審査、③口述審査（プレゼンテーション形式の発表と質疑、及び併せ行う口述試験）の3つからなり、そのすべてに合格するこ

とが必要である。

本博士後期課程では「実践を基にした研究から生まれた知見を生かし、教育の現場での実践的な問題解決を行うとともに、研究成果を現場の改善へとつなぐ役割を積極的に担い、情報発信をしていく能力」をディプロマ・ポリシーに掲げるため、本審査のうち、情報発信の部分も見せるプレゼンテーションについては公開審査とする。この公開審査は、事前に申し出があった教員・学生を含む外部者のうち、博士論文審査委員会が認めた者の参加を認める。プレゼンテーション後には、非公開での口述試問を行う。合否判定は、後述の基準により行う。学生は標準修業年限での修了を目指す場合は遅くとも 3 年次後期の論文提出日までに論文審査を受ける必要がある。

D) 本審査における合否判定

博士論文審査のうち、博士論文要件審査については、「合格」「不合格」を判定する。

博士論文に関する本審査の受審者の合否は、ディプロマ・ポリシーを満たしているかにより判断される（資料 18）。

合否について、ディプロマ・ポリシーの第一項目（DP1）は、本博士後期課程の修了者が身につけているべきもっとも重要な観点であることから、要件審査（特に論文公表、学会発表、科目合格のすべて）、論文審査の全基準、プレゼンテーションと口述試験において判断を行う。

ディプロマ・ポリシーの第二項目（DP2）は、要件審査（特に、専門科目を中心とした科目の合格）、論文審査の一部の観点（観点Ⅰ・Ⅱ）ならびに、プレゼンテーションと口述試験において判断を行う。

ディプロマ・ポリシーの第三項目（DP3）は、要件審査（特に、専門科目を中心とした科目の合格）、論文審査の一部の観点（観点Ⅰ・Ⅴ）ならびに、プレゼンテーションと口述試験において判断を行う。

ディプロマ・ポリシーの第四項目（DP4）は、論文審査（観点Ⅰ）ならびに、プレゼンテーションと口述試験において判断を行う。

このように、ディプロマ・ポリシー全体と各審査は複合的に観点で結びついているため、博士論文の本審査の合否については、ディプロマ・ポリシーの 1 項目ずつで判断するのではなく、ディプロマ・ポリシーに基づいて作成された審査の観点のすべてを満たしているかの判断を行うためのルーブリック評価表での評価により、決定される。

資料 18 ディプロマ・ポリシーの各項目と博士論文審査の対応

なお、各審査の内容と条件は以下の通りである。

ア) 博士論文要件審査への合格

以下の 4 点すべてを満たすことが必要となる。この項目は段階評価ではなく、可否の判断のみ行う。

- ①博士研究指導 I・II に合格し、予備審査に合格していること。
- ②審査受審前に、修了に必要な専門科目、基盤科目すべてにおいて合格ないしは合格見込みであること。
- ③論文誌・紀要において、査読付き論文が 3 本以上掲載、もしくは掲載許可を得ていること。上記論文のうち、1 本は査読付きの学会誌またはこれに相当する学術雑誌であること。残りの 2 本以上は前述と同様の要件を満たすもの、ないしは査読付きである本学大学院紀要等、本博士後期課程が認める学内紀要であること。これらの論文では、いずれも第一著者であることを必要とする（資料 17 別表 3）。なお、これらの学会誌、学術雑誌は別に定める（資料 19）。
- ④関連する成果について学会・研究会等（学内発表会を除く）において 2 回以上発表していること。

イ) 博士論文の論文審査への合格

博士論文の論文審査では、審査内規別表 1（資料 17）の審査の観点で示したすべての事柄について満たしていることが、審査の観点をもとにしたループリック評価（資料 20）によって明らかになることが必要となる。ループリックは各観点別に 4 段階からなり、論文審査に関してのすべての項目で、「非常に優れている」「優れている」と評価されることが必要となる。「改善を要する」「著しい問題がある」を含む場合は不合格となる。

なお、審査の観点は「研究論文全体の意義」「研究論文の内容」「研究論文の形式」「研究倫理的配慮」「その他」からなる。

ウ) 博士論文の口述審査への合格

口述審査では、論文に関する 30 分以上 40 分を超えない範囲でのプレゼンテーションと質疑応答を行い、またこの審査後に非公開で行う口述試験を通じて、審査内規別表 2（資料 17）の審査の観点で示した点をすべての事柄について満たしていることが、審査の観点をもとにしたループリック評価（資料 20）によって明らかになることが必要となる。ループリックは各観点別に 4 段階からなり、すべての項目で、「非常に優れている」「優れている」と評価されることが必要となる。「改善を要する」「著しい問題がある」を含む場合は不合格となる。

なお、審査の観点は説明の簡潔明瞭さ、意義への言及、応用可能性や実践への示唆等の 5 つからなる。

資料 17 星槎大学大学院教育学研究科博士後期課程学位論文審査内規（案）（再掲）

博士論文審査の可否は、「合格」「不合格（再審査受審可能）」「不合格（再審査受審不許可）」の3段階により評価を行う。要件審査・論文審査・口述審査のそれぞれについての判定が全ての合格をもって「合格」とする。

博士論文本審査では、要件審査以外が不合格の場合、「不合格（再審査受審可能）」であっても予備審査の結果は無効となる。

また、博士論文において研究倫理的配慮で著しい不備があった場合、研究不正等があった場合などでは、審査の評価の該当する項目において「著しい問題がある」という評価されることがある。この場合、「不合格（再審査受審不許可）」となる。学生と教員は、不合格がないよう、特に「著しい問題がある」とならないよう、十分な準備を行うことが求められる。

E) 博士論文予備審査

博士論文審査委員会は、博士論文提出に先立ち、博士論文の予備審査を行う。

予備審査では、博士論文審査と同様の項目に関する審査を行う。

第一に要件審査の側面では、査読付き論文が2本以上掲載、もしくは掲載許可を得ることが必要となる（ただし、博士研究指導Ⅱで課される査読付き論文を課題研究論文に代えた者は、1本以上掲載でよいものとする）。ここで査読付き論文が2本の場合、本審査までに所定の本数の掲載または掲載許可を得ることが必要となる。

第二に、論文審査と口述審査がある。論文審査は、審査内規別表1の審査の観点により、本審査に準じてルーブリック評価表を用いて行う（資料17・20）。また、口述審査は、博士論文本審査と同じ時間のプレゼンテーションを課し、審査内規別表2の審査の観点により、本審査に準じてルーブリック評価表を用いて行う（資料17・20）。

博士論文審査委員会は、「合格（予備審査の合格水準に達している）」「条件付き合格（加筆・修正は必要であるが、予備審査の合格水準には達している）」「再審査（本審査に進む段階には修正すべき点が多い）」の3段階で評価を行う。再審査の場合の段階は、ルーブリック評価の各項目に関して「改善を要する」等の項目数により判断される。「著しい問題がある」がある場合や、「改善を要する」が多い場合は条件付き合格とはしない。

合格の場合、委員会は予備審査結果報告書を作成し博士後期課程教授会に提出する。学生は本審査受審に向けて必要な加筆・修正を行う。

条件付き合格の場合は3か月以内に予備審査論文の修正原稿を提出し、博士論文審査委員会は要請した加筆・修正がなされていることを確認の上、予備審査結果報告書を作成し博士後期課程教授会に提出する。学生は、審査委員会からの予備審査合格の通知後、本審査受審に向けて必要な加筆・修正を行う。

再審査になった場合は、学生は3か月以上過ぎたのちに修正原稿についての再審査を受

ける権利を持つ。

学生は標準修業年限での修了を目指す場合は遅くとも 3 年次前期のうちに予備審査を受審していることが望まれる。

資料 17 星槎大学大学院教育学研究科博士後期課程学位論文審査内規（案）（再掲）

資料 20 ルーブリック評価表（再掲）

F) 博士後期課程教授会での博士研究指導Ⅲの審査及び最終合否判定

博士論文審査委員会は博士論文審査（論文審査・プレゼンテーション・口述試験）の結果報告書を博士後期課程教授会に提出する。最終的な合否判定を行う博士後期課程教授会は、臨時で開くことができ、博士後期課程専任教員の 3 分の 2 以上の出席により成立し、出席する博士後期課程専任教員の 3 分の 2 以上の賛成をもって博士後期課程教授会としての議決とする。議決結果は学長にただちに報告され、学長の承認をもって、博士論文の合格と博士研究指導Ⅲの単位の授与となる。

(3) 学位授与申請ならびに学位記の授与

博士研究指導Ⅲの合格者に関しては、博士後期課程教授会において修了要件の確認を経たうえで学位の授与についての議決を行い、その結果を学長へ報告し、その承認をもって大学の意思決定となる。これにより、博士（教育）の学位記が授与される（資料 21）。

資料 21 星槎大学大学院学位規程（案）

(4) 修了要件と履修モデル

修了要件は、本博士後期課程に 3 年以上在学し、博士研究指導Ⅰ・Ⅱ・Ⅲでの研究指導を受け、すべての研究指導科目に合格し、あわせて研究指導科目を含む所定の必修・選択必修科目の単位を含み 16 単位以上を修得したうえで、その成果として学位論文を作成し、博士論文に関するすべての審査に合格することとする。

3 年間の標準的な履修モデルは、各学年において博士研究指導を履修し、1 年目に選択必修である基盤科目、及び専門科目のうちの必修科目を履修すること、2 年目までに選択必修科目である 2 つの専門科目の履修を終えることである。また博士論文審査は 3 年次前半に博士論文予備審査、3 年次後半に博士論文本審査を受けるものである（資料 14・16）。

資料 14 博士後期課程の履修モデル（標準修業年限）（再掲）

資料 16 博士論文審査・作成スケジュール（標準修業年限）（再掲）

(5) 早期修了

上記の修了年限によらず、星槎大学大学院学則に基づき、以下の認定要件を満たしたものについては、標準修業年限未満での修了（早期修了）を認める。早期修了希望者の審査は、博士論文審査・作成スケジュール（早期修了）（資料 16）に沿って行われる。

資料 16 博士論文審査・作成スケジュール（早期修了）（再掲）

A) 標準修業年限未満での修了

博士後期課程における早期修了は、在学中に優れた研究業績を上げた者として研究科が認めた場合に限り、標準修業年限にかかわらず、2 年以上 3 年未満の在学期間による早期修了を認める。早期修了は、博士研究指導Ⅰ・Ⅱ・Ⅲのすべて、またはいずれかにおいて優れた業績により 1 年未満での単位修得を行った者が対象となる。早期修了は、論文審査、及びプレゼンテーションと口述試験は、標準修業年限と同一の形で行うが、要件審査においては、以下の 5 点の要件を満たすことも求めるものとする。

- ①博士研究指導Ⅰ・Ⅱに合格し、予備審査に合格していること。
- ②審査受審前に、修了に必要な専門科目、基盤科目すべてにおいて合格ないしは合格見込みであること。
- ③論文誌・紀要において、査読付き論文が 3 本以上掲載、もしくは掲載許可を得ていること。上記論文のうち、1 本は査読付きの学会誌またはこれに相当する学術雑誌であること。残りの 2 本以上は前述と同様の要件を満たすもの、ないしは本学大学院紀要等、本博士後期課程が認める学内紀要であること。これらの論文では、いずれも第一著者であることを必要とする（資料 17 別表 3）。なお、これらの学会誌、学術雑誌は別に定める（資料 19）。
- ④上記③の論文の他に、博士研究指導Ⅱで課題研究論文を提出し、外部の審査委員を含む博士研究指導Ⅱ合否判定委員会において合格していること。ただし、この課題研究論文は、査読付き論文に代えることができる。この論文は、上記③とは別のものとする。
- ⑤関連する成果について学会・研究会等（学内発表会を除く）において 2 回以上発表していること。

資料 17 星槎大学大学院教育学研究科博士後期課程学位論文審査内規（案）（再掲）

資料 19 博士論文要件審査の基準を満たした学会誌・学術雑誌一覧（再掲）

B) 早期修了の認定要件と支援体制

早期修了を目指す者は、入学時に十分な研究計画と一定の実績、あるいは実践の積み重ねがあることが求められる（資料 16）。そのため、早期修了候補生は原則、入学試験出願時

に申請を行い、入学試験の総合成績により定める。

ただし、特例として1年次に研究指導科目群を中心に優秀な成績を収めた者については、申し出の上、早期修了候補生に移行することができる。候補生への移行の審査は、博士研究指導Ⅰの可否を判定する博士研究指導Ⅰ合否判定委員会が審査を行い、博士後期課程教授会の審議をもって決定をする。

いずれの場合も、早期修了候補生は2年ないしは2年半で修了するために審査を申し出る権利は持つが、早期修了の可否は要件審査・予備審査・本審査の成績により決定される。

資料 16 博士論文審査・作成スケジュール（早期修了）（再掲）

(6) 本審査合格後の発表会

本研究科博士後期課程では、ディプロマ・ポリシーの中で「実践を基にした研究から生まれた知見を生かし、教育の現場での実践的な問題解決を行うとともに、研究成果を現場の改善へとつなぐ役割を積極的に担い、情報発信をしていく能力」を掲げている。そこで博士号取得が決まった者に対しては、当該年度末または博士号取得から半年以内に公開の発表会を行うことを課す。

(7) 博士論文の公表

博士の学位を授与された学生は、学位を授与された日から1年以内に以下のいずれかの方法で博士論文を公表するものとする。

ア) ホームページ等における公表

博士論文の全文について、インターネットを利用して本学ホームページ等において公表する。

イ) 図書館における公表

製本した博士論文を本学図書館において閲覧資料として公開するとともに、国立国会図書館にも納本し閲覧に供するものとする。

ウ) 博士論文の全文を公表できない理由がある学生の公表

博士論文の全文を公表できない理由がある学生は、博士論文の内容を要約したものについて、インターネットを利用して機関リポジトリで公表する。この場合は、博士論文全文の電子データを大学に提出する。

7. 施設・設備等の整備計画

(1) 横浜キャンパスの施設・設備

本博士後期課程は、修士課程・専門職学位課程と同様に、神奈川県横浜市にある星槎大学横浜キャンパスに設置する。横浜キャンパスは、横浜高速鉄道みなとみらい線「日本大通り

駅」に連結し、さらに JR 根岸線「関内駅」と横浜市営地下鉄ブルーライン「関内駅」からも徒歩 10 分以内であり、社会人の学びに配慮した立地となっている。

横浜キャンパスには、すでに教育学研究科（修士課程）および教育実践研究科（専門職学位課程）が設置されており、大学院で学ぶ社会人のための施設・設備が十分に整っている。具体的には、社会人がキャンパスで学びたい、あるいは、キャンパスにおいて学ぶ必要が生じたときに、学生に学修・研究環境を提供できるように以下の施設・設備を整えている。

- 研究科長室 ○教員研究室
- 講義・演習室 ○図書館
- 学生研究室（自習室）
- 学生ラウンジ（学生研究スペース）
- 添削指導室 ○附属研究センター
- 事務室 ○学長室

博士後期課程での学生の学修のうち、主要な位置を占める研究指導に関しては、修士課程、専門職学位課程での指導と同様に、対面指導・メディア活用による指導の両方を取り入れているが、この研究指導を行う場所としては、主に教員の研究室がある。教員の研究室には、学生の指導が行えるような机等を整備している。学生が複数人数で指導を受ける際には、講義室・演習室の貸し出しをすることや、学生ラウンジを活用することもある。

授業を実施する講義・演習室は、最大 30 名程度収容するものが 1 室、14 名程度収容するものが 2 室で構成されている。講義は修士課程が土日中心に 1~2 コマ、専門職学位課程が金~月で各 1 コマ実施される。博士後期課程の授業は、教室を利用するほか、個別指導に近い形のものもあるために、研究室・附属研究センター等を利用することもある。附属研究センターは大学全体の組織であるが、大学院での個別指導、面談等でも活用ができるようになっている。また、添削指導室には必要な教材等を整備している。

学生用のスペースとしては、学生研究室（自習室）として 14 名程度が入れる教室を用意し、各席にパソコンを常設している。併せて、学生ラウンジ（学生研究スペース）には、個別に仕切られた学修スペースを 25 席以上準備している（資料 22）。キャンパス内は無線 LAN の利用が可能である。

また、学生自習室に常設したパソコンには、学生が来校時にデータ分析等で使えるようなソフトを準備する。

資料 22 学生ラウンジ（学生研究スペース）の見取図

(2) 図書室

A) 施設

横浜キャンパスには、星槎大学図書館の分館があり、教育学研究科および教育実践研究科で使用する図書、教育学および諸関連分野に関する図書を所蔵している。

閲覧席数は、20 席を用意し、近接する学生ラウンジに個別に仕切られた学修スペースを25 席以上用意している。

B) 蔵書

2018 年 5 月 1 日時点 で、図書館に所蔵されている図書、学術雑誌、視聴覚資料の冊数・点数は表 5 の「図書館資料の所蔵数」の通りである。配架は現在のところ全て開架とし、雑誌等を含めすべての資料を自由に閲覧することができる。

表 5 図書館資料の所蔵数 (2018 年 5 月 1 日時点)

図書 (冊) 〔うち外国書〕	学術雑誌	電子ジャーナル	視聴覚資料 (点) 〔うち外国書〕
12,248 〔582〕	59 〔10〕	8 〔7〕	322

蔵書については、教育系専門職大学院として 2006 年に開学した日本教育大学院大学 (2017 年 3 月閉学) から受け継いだ図書ならびに、星槎大学として整備した図書として、教育学系の図書を多くそろえている。また、各年度の教科書・参考図書とされた本は毎年度、追加している他、教職員・学生から購入希望があった図書等、必要とされる図書に関しては、教職員と図書館職員で検討の上、購入を行っている。

図書の検索手法は、オンライン蔵書目録 (OPAC) を提供し、OPAC や外部データベースを利用できるパソコンを図書館内に設置している。

学術雑誌については、教育実践研究科が開学した 2017 年 4 月から大幅に刷新し、教育分野を軸に、初中等教育、特別支援教育についても増強、心理学関連などの雑誌を揃えてきた。その後も、学生層に合わせて、看護教育、高等教育関連などの雑誌を追加している。これらは、CiNii, J-STAGE など原本の入手が困難な雑誌を中心に揃えている。なお、学術雑誌については、年 1 回、全体的な見直しの機会を設けているが、その際には、継続性に留意をした見直しとなるように配慮をしている。

C) データベース

図書・学術雑誌に関して利用可能な国内データベースとしては、「MAGAZINE PLUS」を導入している。また、「CiNii」、「J-STAGE」、国立情報学研究所 (NII) のコンテンツ・サービス (Webcat Plus)、国立国会図書館蔵書検索システム (NDL-ONLINE)、国

立国会図書館雑誌記事検索について図書館内においても利用可能としている。

また、2018年度秋より、大学院全体の学外での学術雑誌（特に洋雑誌）利用の利便性向上のため、海外論文データベースの導入を進めてきた。その結果、2020年の開学段階においては、学生の専攻領域である教育系・看護医療系の分野について、2次情報データベースや論文のフルテキストの入手が可能なデータベース（ERIC, Educational Research Complete, CINAHL等）が利用可能であり、学内から利用できるほか、ライセンスを発行された教員・学生は、自宅からも学内経由でアクセス可能となっている。

D) レファレンスサービス

本図書館では、レファレンスサービスや、図書の一部、雑誌・記事等の複写サービスも提供しており、他大学図書館の利用を希望する学生への紹介状発行なども行っている。開室時間の面では、社会人学生の学修をサポートするために、土日祝日も開館している。

8. 基礎となる修士課程、および専門職学位課程・学部との関係

本学大学院教育学研究科は、大学院設置基準に則り既設の修士課程2年と博士後期課程3年とする。特に、本博士後期課程では、ストレートマスターの学生を中心にした研究者養成を目指したのではなく、実践家が学生として想定され、実践に基づく研究を行い、自身の現場を改善させ、自身の分野の実践を向上するための研究を行うことが想定される。

博士後期課程の前期にあたる修士課程の主な学生層は、①自らの実践を発展させていくことを目指す現職教員、②教育に係る諸課題を解決しようとする教育関連専門職、③特別支援教育の分野で研究を深化させたい者、④看護師養成施設専任教員を目指す看護師である。そのため、5年一貫制の博士課程や、区分制の博士前期・後期とは異なり、修士課程や専門職学位課程を修了後にすぐに進学するケースだけではなく、いったん現場に戻り、再度現場の実践を深く検討したうえで入学する者も想定している。この点で、基礎となる課程は従来の2年で完結もできる修士課程となっている。

また、本大学院には、合わせて専門職学位課程（教育実践研究科）があり、教育目的や人材養成の観点から教育学研究科博士後期課程と実質的に接続している。さらに、教育学研究科は修士課程の基礎となる学部として共生科学部とも接続しており、共生の観点で学部とつながっている。この点で、教育学研究科博士後期課程は、教育学研究科修士課程以外に、教育実践研究科専門職学位課程と共生科学部も関連性、連続性がある。

なお、この3つの課程のうち、直接に接続しているのは大学院の2課程である。このうち、教育学研究科修士課程は、共生科学部の特色でもある「共生」の理念をもとに、共生科学部での多様な教育・研究の成果を基盤としつつ、多様な分野の教育実践者が、①教育学に関する「知識」を身につけ、②「研究技能」を学び、③独創性・総合力を持った修士論文を作成することを目的に学修している。他方、教育実践研究科専門職学位課程は、インストラクションに重点を置いた実践的な教育・研究を通して、学校教員の教育力の向上、専門学校

等の職業人養成機関の教員の養成と資質向上を図っている。 両研究科は、ともに教育学関連・教育実践に関わる研究者や実践家の育成を、それぞれの特色を生かして行っており、両輪となりながら、教育活動を展開している（資料 23・24）。

2019 年までの中央教育審議会大学分科会大学院部会の議論として、「後期 3 年のみの博士課程」について「複数の修士課程を基礎とした学際領域など特色ある教育研究を実施する場合などに活用されてきた」こと、今後「修士課程や専門職大学院を修了した学生が更に高度な専門性を身に付けるための課程として一層活用する」ことが期待されることが先にあげた中央教育審議会大学分科会審議のまとめ（2019）の中で述べられている。このことを踏まえ、本学が高度な専門人材を育成する特徴や、修士課程と専門職学位課程両方からの入学者が予想されること、教員に関しても、教育学研究科修士課程、教育実践研究科専門職学位課程の双方に所属する教員の一部が本博士後期課程の専任教員を兼ねることも鑑み、本研究科博士後期課程を設置するにあたり、区分制の博士前期課程・後期課程という形は取らず、従来の修士課程・専門職学位はそのままで、博士後期課程を設置する。

つまり、博士後期課程は、教育学研究科修士課程の教育と学術研究の成果を基礎としながら、教育実践研究科専門職学位課程の実践を重視した専門職教育・研究の特色も取り入れ、実践の課題意識に基づいた研究を遂行できるカリキュラムを編成する。このように、両研究科の特色を生かすことで、教育実践での基礎がある学生が、実践と理論を往還して自律的に研究を遂行する能力を持てるよう教育を実施し、初中等教育段階を牽引できる人材や、高等教育段階や職業人の指導場面の面で、教員養成課程や看護教育でのリーダーとなりうる人材の養成と資質能力の向上を目指す。

資料 23 教育学研究科修士課程・博士後期課程、教育実践研究科専門職学位課程の関係

資料 24 修士課程・専門職学位課程および実践現場、博士後期課程での行き来

9. 入学者選抜の概要

(1) 入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）

本博士後期課程では、教育を通じて共生社会を実現するべく、新たに発生する高度な教育課題を解決するために実践に根ざした研究を自律的に遂行できる教育実践者や、次代の教育実践者を大学等で養成するような教育者・研究者の育成を目的とする。その際、対象となる人材には、初中等教育の学校教員、教育養成課程を中心とした高等教育の教員、看護医療人材養成を担う教員・教育担当者などを広く教育に関わる者が含まれるが、いずれに関しても、理論のみの研究を行う者ではなく、実務・実践にも携われるような者の養成を目指している。

そこで、次のような意欲と能力を持った学生を広く受け入れる。

AP1 自身の現場における教育での課題解決に向けて、実践と理論を往還しつつ研究を遂行する意欲を有する者

AP2 具体的事象に関して抽象的・普遍的な視点も交えて考察する素養、ならびに、実践に根差した理論を構築するための論理的思考力を有する者

AP3 自身の現場に関して、学問としての教育学以外での、必要な専門知識・経験を持つ者

AP4 研究により生まれた知見を教育の現場での実践的な問題解決に活用し、研究成果を現場の改善へとつなぐ役割を積極的に担い、情報発信をしていく意欲を持つ者

(2) 入学資格

本博士後期課程の入学選抜は一般選抜とし、出願資格は、以下のアからキのいずれかを満たす者とする。

ア 修士の学位、または、それに相当する専門職学位を有する者

イ 外国において、アに準ずる学位を授与された者

ウ 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、アに準ずる学位を授与された者

エ 我が国において、外国の大学院相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学（大学院相当）日本校）を修了し、アに準ずる学位を授与された者

オ 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

カ 大学を卒業し、または大学において学校教育における 16 年の課程を修了した後、大学、研究所等において 2 年以上研究に従事した者で、本研究科において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等の学力があると認めた者

キ 本研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、入学前年度 3 月 31 日時点で 24 歳以上の者

(3) 募集人数

5 名

(4) 入学者選抜の概要

入学者選抜は、書類審査、論述試験、面接試験（口述試験）を実施し、アドミッション・ポリシーに即して総合的に判断する。特に、各アドミッション・ポリシーに関して、以下のように重点を置きつつ、全ての観点から審査する。具体的には、「実践と理論を往還しつつ研究を遂行する意欲」については書類審査と面接試験を中心に、「論理的思考力」については論述試験と面接試験を中心に、「専門知識と経験」については書類審査と論述試験を中心に、「情報発信する意欲」については面接試験を中心に判断する（表 6）。

表 6 各アドミッション・ポリシーを見る視点

	書類審査	論述試験	面接試験
AP1 研究を遂行する意欲	◎	○	◎
AP2 論理的思考力	○	◎	◎
AP3 専門知識と経験	◎	◎	○
AP4 情報発信する意欲			◎

書類審査は、出願書類をもとに行う。出願にあたっては、志望理由書、活動実績報告書、研究計画書、修士論文もしくはそれに相当する論文等の提出を課し、任意で、関連する研究成果の提出を求める。このうち、特に志望理由書、活動実績報告書、研究計画書によって「研究を遂行する意欲」を、研究計画書・修士論文等によって「基礎的知識」を見る。

論述試験は、専門科目および語学（英語）とする。専門科目、語学とも複数の設問から選択式とする。専門科目は、教育学あるいは教育実践に関する専門知識と論理的思考力、論述能力を問うことを目的とし、語学は、基礎的な読解力を見るものとする。語学については、辞書の持ち込みを可とする。

10. 大学院設置基準第 14 条に定められる教育方針の特例の実施

(1) 14 条特例を導入する理由

本研究科博士後期課程は、社会人が就業を継続しながら、大学院において学修するための教育的な配慮を行う。

本研究科博士後期課程は、現職の者が、教育の現場に携わりながら、自律的に研究を行い、理論を理解しつつ実務・実践を行い続けていくことを目指している。このように、教育に関わる社会人を対象とする観点で、修士課程や専門職学位課程と同様に、より良い学習環境を整える必要がある。また、社会人がキャリアを中断することなく就学できれば、既に活躍している人々が、より高いレベルの専門知識や技術を修得し、その成果を即時現場に還元することが可能となる。この意味で、14 条特例による教育の実施が必要となっている。

(2) 修業年限

本研究科博士後期課程の標準修業年限は、3 年間を基本とする。社会人が現職の状況に応じて学ぶことを推進する目的から、すでに入学以前に研究の方針が十分に固まっており、さらに入学後に現場での実践も含めて十分な学修ができる学生については早期修了も認める。

社会人の特性として長期にわたって学びたい学生については、長期履修制度は特別設けがないが、標準修業年限経過後、一定の学修成果を収めた者については学費の減免の措置を講ずる。

(3) 研究指導および授業の方法

本研究科博士後期課程の修了には、16 単位以上を修得する必要がある。このうち、主要部分をなす博士研究指導に関しては、対面指導のみならず、同時双方向の Web 会議も活用する。これにより、学生は研究指導を、自身の休業日や、あるいは大学院以外の場所で受講することもできる。本大学院では、すでに修士課程等でもこの方式を導入しており、教員側も、Web 会議による研究指導の十分な経験を持ち合わせている。

研究指導以外の授業に関しては、「基盤科目」と「専門科目」ともスクーリングを課している。スクーリングは必修科目では 1 科目につき 90 分×8 コマ分、選択必修科目では 90 分×4 コマ分であるが、教員が指定した場合を除き、すべてメディアを利用した授業としても開講し、学生の利便性の向上を図る。スクーリング機会については、専門科目の必修科目のように一同が介することに大きな意味がある科目では、日程を固定で実施するが、それ以外の科目では、学生の学修効率と利便性を鑑みて、教員と学生の合意形成をもとに、学生に配慮した日程と時間を設定する。各科目ともスクーリングは集中的に実施するのではなく、日程を分散させて、初期・終期（あるいは初期・中期・終期）などで学修段階に応じた学びとなるように工夫を行っている。なお、出席管理（受講管理）は事務局が行うことで、単位の実質化に努める。

(4) 教員の負担

本博士後期課程は、14 条特例を実施しているため、研究指導や授業について、日中の所定の日時に実施するのではなく、夜間その他特定の時間又は時期において対応する場合がある。また、本博士後期課程の専任教員の大部分が修士課程ないし専門職学位課程を兼ねている。本学は、教員については、専門業務型裁量労働制のもと、勤務時間の配分等は本人の裁量に委ね、成果に応じて柔軟な働き方ができる制度としているが、博士後期課程の教員に過度な負担とならないよう、以下の 5 つの負担軽減のための対策を講じる。

ア) 博士後期課程以外の担当授業科目数の制限

博士後期課程を担当しない教員に比して担当科目数が多くならないよう、原則、共生科学部（学士課程）の科目は担当しないこととし、教育の中心を大学院に置くような体制をとる。若手教員については、十分な研究時間を確保できるようにする観点から共生科学部（学士課程）での授業科目を担当しないほか、既設の修士課程もしくは専門職学位課程を担当する場合は、修士課程の研究指導科目、あるいは専門職学位課程のそれに相当する科目を除き、いずれかの課程の担当科目を 2 科目までとすることを基本とする。

イ) 夜間等に研究指導を行う場合の研究指導可能時間帯の設定

本学は、研究指導を受ける学生が社会人であることから、学生の希望により研究指導を日中ではなく夜間に行う場合も想定される。そこで、研究指導を行うことができる時間帯を設

定し、対面での指導は9時～19時半まで、Web会議での指導は9時～20時半までの間を原則とする。

研究指導、特に Web 会議での指導については、大学所有のアカウントを使用することで使用日と時間帯を把握している。その上で、学生の論文作成の繁忙期などを踏まえて、やむを得ず例外的な時間帯に指導が行われることが起こりうる場合は、以下の対応を取る。

- ①夜間等の例外的な指導に関しては、教員側から無理に遅い時間を指定して学生に負担がかかることを防ぐため、学生が事務局に申し出る。学生都合での特別な時間の実施は認めるが、教員のみ都合による特別な時間帯の実施は、一切認めない。
- ②教員から提出された労務管理表（月ごとの勤務時間報告）をもとに教員の就業状況を確認し、20時半以降または休日期間中に指導を行ったとしても教員に過度な負担がかからないかどうかを確認する。つまり、以下の3点が確認された場合に、20時半以降または休日期間中の実施を許可する。実施の判断は事務局からの報告を受け、所属長が行う。
 - ・学生から提出される研究指導の報告書をもとに、計画的な指導が行われており、かつ指導上やむを得ないことが確認されていること。
 - ・就業規則に則り、教員の健康上や研究時間の確保の観点から、負担が過度にならない（目安として、ひと月の勤務時間が標準の労働時間を大幅に超えていないこと）。
 - ・例外時間の指導が常態化していないこと。
- ③判断結果については、事務局より学生と教員に伝達する。
- ④研究指導の実施後は、学生からの研究指導の報告と、教員から提出される労務管理表に基づいて、学生と教員の双方の負担が過度でないこと、指導の実質化が図られていることを確認する。

ウ) 学内業務における配慮（委員会数の配慮）

学部、研究科におかれた校務運営に必要な委員会について、博士後期課程の専任教員は、大学院の委員会のみを担当することを原則とし、教員一人あたりの委員会所属数も平均より少なくする。また、若手教員については比較的、業務の負担がかかりがちであるため、研究時間を十分に確保できるように平均の半分程度とする。

エ) 出校時間削減のための Web 会議ソフトウェアの活用

委員会や会議、研究指導等において、Web 会議ソフトウェアによる遠隔での参加を可とすることで、出校・移動に要する時間を削減し、業務に付随する負担を軽減する環境を整える。Web 会議では、委員会・会議・研究指導とも、大学所有のアカウントを使用することで、その運用を大学事務局が管理している。

オ) 業務負担の把握と定期的な見直し

専任教員の業務負担や健康状態を把握した上で、特定教員の業務過多とならないような

適切な措置を講じること、および健康状態への配慮を行うこととする。そのために、教員が年度はじめに 1 年間の業務予定表を総務部に提出し、さらに、月ごとに労務管理表（月ごとの勤務時間報告）により業務実績と状況報告を行うこととしている。また毎年、全専任教員が大学代表者との面談を行い、本人からの意見要望を聞く機会を設けている。これらの機会を設けることで、毎年度、担当科目数や校務等の負担について過度にならないよう見直しを行っている。

上記のような対策を講じること、博士後期課程の専任教員の標準的な 1 週間の勤務時間は、36 時間程度を想定しており、40 時間を超えない範囲である（資料 25）。具体的には、1 週間のうち 2 日間は休日であり、2 日間は研究活動（スクーリング等の面接授業のある週は 1 日）に充てることができる。ほか 2 日間は教育活動（研究指導ならびに、添削・授業準備等）を行い、水曜日は原則月 1 回開催の委員会や教授会等に出席することとなる。なお、社会人が主な対象であるため、日中ではなく夜間に研究指導が行われる場合があり、午前中は勤務を行わない働き方も可能である。なお、スクーリング等の面接授業は月 1 回程度である。

このように博士後期課程の教員については、過度な負担がかからないよう負担軽減のための対策を講じている。また、全学的な教員組織の再構成と教員の担当業務の見直しにより、博士後期課程以外の専任教員の業務負担の均衡にも配慮していく。

資料 25 博士後期課程の専任教員の勤務時間例

(5) 図書館等の利用における配慮

本大学院は、博士後期課程だけではなく、修士課程や専門職学位課程においても社会人が主たる学生層となっている。そのため、図書館においては、土日も開放し、夜間も原則は開放をしている。さらに、学生の利便性を高めるために、従来から CiNii や J-STAGE 等の国内論文データベースへのアクセスを整備していたが、最近では学外から海外の論文データベースにアクセスできるよう制度を整えてきている。

(6) 入学者選抜

本博士後期課程は、想定される入学希望者が、ほぼすべて社会人であるため、特別に一部の者に特化した入試は行っておらず、すべての者を公平に選抜することを行っている。

(7) 分野としての必要性

教育学では、修士課程段階において、教職大学院を含めた教育の重要性が高まっている。一方、海外に比べて日本の教育学での博士号取得者は多くはない。これは、従来の博士課程に学ぶ際には、職を辞して、あるいは職の負担を減らしてではないと学べない状況があった

ためである。しかし、日本においても、教育現場で新たな理論を創出し、あるいはリーダーシップを取れる人材の育成は急務である。そして、それらの人材の輩出には、現場における課題意識を持って入って来る学生がいること、そして職を継続して学べる環境が重要となる。そのために、本研究科が 14 条特例を導入することは必要であると考えられる。

(8) 大学院を専ら担当する専任教員を配置するなどの教員組織の整備状況等

本博士後期課程では、学生の入学定員 5 名よりも多い、8 名の専任教員の体制を取っている。そのうち大部分の教員は、教育学研究科（修士課程）および教育実践研究科（専門職学位課程）の専任教員でもある。そこで、博士後期課程を担当する専任教員は、原則、共生科学部（学士課程）の科目は担当しないこととし、教育の中心を大学院に置くような体制をとる。

11. 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合

本研究科博士後期課程では、星槎大学大学院学則第 20 条第 7 項に定める多様なメディアを高度に利用した授業を行う。

(1) 実施場所

学生の利便性に考慮して、インターネット環境が整った、自宅もしくは会議室等の学修に適した会場で実施する。会場の選定にあたって学生の自宅などを利用する場合には、大学側からインターネット等、必要とされる環境についての事前のアナウンスを行う。

(2) 実施方法

インターネット回線を利用した Web 会議ソフトウェアを利用する（資料 26）。このソフトウェアは文字、音声、静止画、動画等による同時双方向の通信が可能であり、大学設置基準第 25 条第 2 項、および平成 13 年文部科学省告示第 51 条を十分満たすものである。

本ソフトウェアは、本大学院のスクーリングや研究指導において 3 年の導入実績がある。また、音声・画像は同時双方向であるため、十分な議論等を行うことが可能である。また、プレゼンテーションソフト等の画面共有と、各受講者の様子の表示も同時に行えるため、対面でのスクーリングに相当する教育効果を持つものでもある。

資料 26 Web 会議ソフトウェア

12. 通信教育を行う課程を設ける場合

(1) 本博士後期課程の専攻分野の教育効果

「1. 設置の趣旨及び必要性」に記載のとおり、本研究科博士後期課程は、教育の高度で応用的な学術研究を通じて、実践に根ざした高い専門性と自律した研究遂行能力を培い、そ

の卓越した能力を発揮することにより教育課題を解決し、共生社会の実現に貢献できる人材を養成することを目的とする。その際、対象となる学生は社会人で現場を持つ層である。それらの現職教員や社会人は、通信教育により、キャリアを中断することなく就学することで、より高いレベルの専門知識や技術を取得し、その成果をただちに現場に還元することが可能になる。本大学院では、修士課程や専門職学位課程で、音声画像同時双方向のメディア授業の方式を利用し、授業や研究指導を行ってきた。これらを取り入れることで、現職教員や社会人の問題意識に沿った時宜に合わせた指導も可能となっている。これらの実績も踏まえた教育により、本研究科博士後期課程では、通信教育により十分な教育効果を上げることができると考えている。

(2) 教育・研究水準確保の方策

本博士後期課程の目的や人材養成目標を実現するにあたって、主として次の方策をもって、博士後期課程として必要な教育・研究水準を確保する。

○適任教員の確保

本研究科における通信教育での指導が十分に行える教員を確保する。

○教員に対する財政支援

教育研究経費として、教員に対する財政支援を行う。

○FD 活動の推進

主として教育内容や授業方法の水準を維持向上するため、教員の FD を実施する。これらは、全学レベルのものから、研究科博士後期課程レベルのものまで、目的に合わせて複数重層的に構成される。さらに、職員の通信教育に関する SD も併せ行う。さらに、教職協働で通信教育を進める観点から、教職員合同の FD・SD を実施する。

○自己点検・評価

自己点検・評価を継続的に実施し、教育改善に生かすとともに、結果や改善方策を公表することで、教育・研究の水準維持に生かす。

○研究成果の公表

紀要等に教員の研究成果を発表し、また学生との合同での成果発表を促すことで、教育・研究の水準維持や、その結果の蓄積に努める。

(3) 授業実施体制

通信教育課程である本課程は、既設の共生科学部および教育学研究科修士課程での通信教育の実績も活かして、実施する。具体的には、面接授業およびメディアを利用した授業を重視し、すべての科目で何らかの対面の授業・指導の機会を確保する。

特に、基盤科目群および専門科目群は、「印刷教材等による授業」と「面接授業」の併用により行う。専門科目群の必修科目は教育効果の観点から全履修者が同一日程で行うが、学

生は全国にいることや、博士後期課程であり、学修ニーズも個別性が高いことから、必修科目以外では、あらかじめ固定したスクーリング日程の形はとらず、各学生の状況に合わせて行う。これは特定の日程に固定することで、学生が履修できないという不利益を減らすための対応である。さらに、専門科目群の必修科目も含めたすべての科目で、遠方の学生の学修効率と利便性を高めるために、両科目群で「メディアを利用した授業」を実施可能な仕組みとする。

また、研究指導は、原則、「面接授業」（「メディアを利用した授業」としての実施を含む）により行う。これらの「面接授業」ならびに「メディアを利用した授業」の重視によりディスカッションや演習を重視する。

研究指導に関しては、個別の指導の他に、すべての学生が一堂に会して、お互いに切磋琢磨するための機会として、半年に1回の研究発表会を実施する。これらにより、各学生の特性に合った質の高い教育・指導と、集合による仲間との研鑽を含む実践的な学修を合わせ行うことを目指している。

A) 「印刷教材による授業」と「面接授業（あるいはメディアを利用した授業）」を併用する授業の教育方法

基盤科目および専門科目は、「印刷教材等による授業」と「面接授業」を併用する形態として実施する（面接授業の一部は「メディアを利用した授業」として実施する場合がある）。

これらではすべての科目について、印刷教材等による自学自習、面接授業、単位修得試験（科目修得試験）の学修を行う。印刷教材等による自学自習は、印刷教材等（テキスト）を中心に行う。テキスト等は担当教員が指定あるいは作成する。学生はシラバスに沿って学修し、並行して面接授業（「メディア利用による授業」の場合を含む）による個別または少人数指導を受ける。

本学では、博士後期課程において、すべての学生が自身の学修の必要性に沿った学修ができるように、テキストについては標準的なもののみ定め、必要な副教材等は、学生の状況に合わせて適宜、教員と学生の間で決定していく。また、学部や修士課程の通信教育課程のように学修指導書を置いて一律の学修の指針を示すのではなく、学修指針はシラバスの提示にとどめる。代わりに、科目履修の初期において、初回のスクーリング（面接授業）を実施し、そこでガイダンスや科目の概論、学修にあたっての指針などの伝達も行っていく。また、学修の終期にもスクーリング（面接授業）を実施し、学生が学修成果を総括できるようにしていく。

なお、専門科目群の必修科目や研究発表会などの、決まった日時を設定し、複数学生でのディスカッションを重視して学修が進められることが望ましい科目を除き、スクーリング（面接授業ないしはメディア利用による授業）は科目履修のどの段階に実施するかの指針のみを決定している。このように詳しい日程を事前決定しないことで、学生の印刷教材等による自学自習の進捗や深度に合わせた受講が可能となっている。教員は学生が課題に沿

って面接授業を受け、学修効果を上げたかをもとに評価をし、可否を判定する。

学生は学修成果を示すために、科目ごとに担当教員が提示した課題に取り組み、指定された時期にレポートとしてまとめ、Webにて提出する。レポートは担当教員が添削のうえ評価をつけて本人に返却する。レポートは面接授業と並行して評価をし、可否を判定する。

レポートおよびスクーリングの両方に合格した学生は、科目修得試験の受験資格を得る。科目修得試験は担当教員が提示した課題についてレポートを作成し、合格することで当該科目の単位を修得することができる。

(ア) レポートの実施体制

レポートは、原則、各科目 1 本 (4,000 字程度以上) とする。レポート課題は、学生の専門分野もかんがみて、教員が事前に想定している課題をもとに個別に指定する。学生は履修登録直後の最初のスクーリングで、科目担当教員と履修の詳細について話し合う。その中で、標準とされる印刷教材 (テキスト) 以外に、どのような副教材を使うか、シラバスに掲げられた目標をもとに、自身の場合は特にどのような観点を重視するかについて指導を受ける。

教員は、履修直後のスクーリングをもとに、レポート課題を指定し、学生に連絡をする。最初のスクーリングは、履修登録後 1 か月以内をめどに実施し、レポート課題の提示は、その後の 1 か月以内に行う。

この過程を経て、レポート課題が決定し、学生はテキストのより深い学習に取り組み、レポート作成にあたる。

科目担当教員は、提出されたレポートを添削、評価する。

(イ) 添削指導の実施体制

印刷教材による授業におけるレポートの添削指導は、当該科目の学修の中間段階において学生の学修成果を確認し、必要な指導を行うことで、教育効果を高めるために不可欠のものである。そのため、添削指導員の役割は、学生の学修成果を高めるとともに、教育の質を担保するためにも極めて重要なものである。そこで、本博士後期課程では、各科目を担当する教員が、当該科目を履修するすべての学生に対して、直接、添削指導することとする。

学生は、履修する科目ごとに当初のスクーリング後に提示された課題に基づいてレポートを作成し、Web 上で提出する。科目担当教員は提出されたレポートを添削指導し、事務局経由で、学生に返却する。事務局は返却と併せて、学生ポータルサイトを通じた可否連絡を合わせ行う。

(ウ) 面接授業およびメディア利用による授業の実施体制

印刷教材による授業と併せて行う面接授業 (スクーリング) は、専門科目群の必修科目では 1 単位相当、それ以外では 0.5 単位相当を基準に行う。

特に、0.5 単位相当のスクーリングが課される選択必修科目では、社会人学生をはじめ平

日の日中の受講が困難な学生が想定されること、また博士後期課程という特性上、学生の進捗に沿ったスクーリングが必要かつ効果的であることから、日程と時間は教員と学生の合意形成のもと設定する。学生は、履修登録後に教員と合意した日時でスクーリングを受講できる。

スクーリングは、面接授業ないしは、それと同等の効果のある音声画像同時双方向のメディア利用による授業で行う。この方式では、面接授業、メディア利用による授業のいずれでも、教員・学生間のディスカッションを重視して行う。

学生と教員で日程を決めるスクーリングの科目については、出席管理の点から、日程の決定後、学生はスクーリング実施及び受講願いを出し、それが受理されたうえで、実施をする。特に、メディア利用による授業のみの場合には、事務局が授業時間と Web 会議の URL を管理し、単位の実質化に努める。このようにすることで、確実にスクーリングが実施されるように担保する。

また、必要な時数のスクーリング後には、教員はスクーリングの合否判定を行い、速やかに事務局に報告、事務局は、学生ポータルサイトを通じた合否連絡を行う。

(エ) 科目修得試験の実施体制

レポートおよびスクーリングに合格した学生は、科目修得試験を受験する資格を得る。科目修得試験は、科目担当教員から提示された課題についてレポートを作成する試験で、1科目につき 4,000 字程度のレポートを 1 本課す。

(オ) 単位認定

科目修得試験に合格した学生について、レポートの評価、スクーリングの評価、科目修得試験の評価を総合して科目全体の評価を決定し、科目担当者より単位の付与の認定を行う。

B) 「面接授業（あるいはメディアを利用した授業）」のみによる授業の教育方法

研究指導科目は、スクーリングで実施する。スクーリングは、面接授業あるいはメディアを利用した授業として実施する。

スクーリングは面接授業形式の場合は、横浜キャンパスで受講する（ただし、メディアを利用した授業の場合は自宅等での受講を許可する）。スクーリングには **2 つの要素**がある。

第一が、研究発表会での参加・発表による受講である。これは原則、横浜キャンパスで、博士後期課程の学生がすべて集まって実施される。学生は、春学期の開始時期（4 月頃）と秋学期の開始時期（10 月頃）に横浜キャンパスに集まって、この形式のスクーリングを受講する。各スクーリングでは、研究指導科目の段階により、オリエンテーションを受ける、必要な発表を行う、他者の発表を聞き学修するなどのうち、求められた学修を行う。また、この学修に先立っては発表準備などの事前学修があり、また自身の発表や聞いた他者の発表を踏まえた気付きの省察など含む事後学修の要素も併せて含まれている。

第二は、学生ごとの個別指導である。このスクーリングについては、面接授業あるいはメディアを利用した授業として実施し、教員が時間数管理をして、必要な指導を十分に行うように努める。

なお、**本科目の合否は、スクーリングのみではなく、総合して行う**。なお、合否基準は「6. 博士論文審査体制と修了要件」内で示された通りとする。

(4) 単位の計算方法および単位の認定と成績評価

本博士後期課程の科目はすべて 2 単位の科目である。そのうち、**専門科目群の必修科目ではスクーリング 1 単位を、それ以外である基盤科目群の科目と専門科目群の選択必修科目ではスクーリング 0.5 単位を含む**。上述の (3) A) に示したように、これらの科目では**レポートとスクーリングの合格後に科目修得試験を受験し、その合格により単位を認定**する。成績はレポート、スクーリング、科目修了試験のすべてを合わせて評価する。

研究指導科目の評価方法は「6. 博士論文審査体制と修了要件」記載の通りとする。

(5) メディア利用による指導の実施体制

本博士後期課程では Web 会議ソフトウェアを使用し、面接授業を音声画像同時双方向で配信する。この Web 会議ソフトウェアによる授業は、本大学院のスクーリングや研究指導において 3 年の導入実績があり、**操作・運用に関しては本学職員が実施できる体制**を整えている。また、**各教員も基本操作の研修を受けており、授業・研究指導において、本ソフトウェアを利用して、教員単独で運営できる技術も備えている**。

授業の際には、発信会場となる横浜キャンパスにおいて、本学職員が科目担当教員と連携して機器の操作に当たり、円滑な授業の配信を行う。

この Web 会議ソフトウェアにおいては、カメラを通して画像を相互に通信するだけでなく、動画やプレゼンテーションソフトの画像や音声も送受信することができる（資料 26）。

資料 26 Web 会議ソフトウェア（再掲）

(6) 研究指導・履修指導体制

研究指導体制は「5. 履修指導，研究指導の方法 (3) 研究指導の方法」に示した通り、**主研究指導教員と副研究指導教員の 2 人の複数体制**で行う。具体的には、主研究指導教員が研究課題の設定、研究計画の立案・精査、研究計画の遂行といった博士論文にかかる全過程の主たる責任を有し、副研究指導教員は上記の過程で主研究指導教員の研究指導を補完または分担する。研究指導科目としてのスクーリングの全体の把握は主研究指導教員が行い、担当および学修成果に基づく単位授与の責任は主研究指導教員が担う。

そして、**研究指導科目の内容は「3. 教育課程の編成の考え方及び特色 (2) 授業科目群とそこで育成する能力 A) 研究指導科目群」**で示した通り、**博士論文執筆に向けた研究を**

3つの段階に分け、それぞれで学修目的、必要な最低限の学修量（2単位相当）を定め、それらをスクーリングにより実施している。

また、履修指導体制は「5. 履修指導，研究指導の方法（2）履修計画・科目選択の指導」に示した通り、入学時のオリエンテーションでのガイダンス、学生の履修計画策定、主研究指導教員の必要に応じた助言という段階を経て履修登録へと至る。特に、通信教育課程として学生がスムーズに履修へと至るよう、教員の助言はもちろんのこと、職員もオリエンテーションでのガイダンス後も、履修登録や学修の一般事項に関しては相談に乗り、サポートを行っていく。本学大学院職員はすでに現在の修士課程や学部において通信教育で学ぶ学生へのサポート経験があり、専門性を持っている。なお、履修指導に関しては、スクーリングを1つの時期に集中させず、必要に応じて複数の時期に分割をすることで、学生が教員との対面機会を一定期間ごとにもてることになり、学生の孤立や履修の滞りが防げる。なお、履修の滞りがある可能性が見られる場合は、科目担当が主研究指導教員や職員と協力しながら履修のサポートを行っていく。

(7) 教員の負担の程度

教員の負担の程度と、その負担を鑑みた軽減策については、「10. 大学院設置基準第14条に定める教育方法特例の実施（4）教員の負担」に示した通り、専門業務型裁量労働制のもと、博士後期課程教員のみならず過度に業務の負担がかからないよう、以下の5つの方策をとっている。

- ア) 博士後期課程以外の担当授業科目数の制限
- イ) 夜間等に研究指導を行う場合の研究指導可能時間帯の設定
- ウ) 学内業務における配慮（委員会数の配慮）
- エ) 出校時の移動時間削減のためのWeb会議ソフトウェアの活用
- オ) 業務負担の把握と見直し

なお、教育の負担に関して、本学では通信教育課程を通学課程と併せ行う課程は置いていないため、同一課程内での通信と通学の両方を担当するという形での教員の負担は発生しない。

(8) 入学者選抜の概要

入学者選抜の概要は「9. 入学者選抜の概要」の通りである。本学は社会人が主たる対象だが、ほぼすべてが社会人であるため、通常の一般選抜のみである。なお、通信教育による課程で、特にメディア利用による授業を重視するために、メディア利用による授業のWebソフトウェアの使用経験があるか、一般的なPCスキルがあるかなど必要なスキルの確認は面接で行う。この事項は合否にはかかわらない事項であることを受験生に伝え、合否には用いないが、PCスキルの不足がある可能性がある場合、入学決定後から入学初期までの時

期において、職員が Web ソフトウェアの利用方法を中心にした個別研修を入学予定者には実施する。この方式はすでに、現状の修士課程や専門職学位課程でも行っている。

(9) 施設・設備の教育上の配慮

「7. 施設・設備等の整備計画」を中心に記載の通り、横浜キャンパスには、学生研究室（自習室）、図書室、学生ラウンジ（学生研究スペース）等を設置しており、土日祝日も開室するなど通信教育課程の特質をふまえて学生の学修を支援する。学生研究室（自習室）の各席にはパソコンを常設し、キャンパス内は無線 LAN の利用が可能であり、通信教育関係施設には必要な教材等を整備している。

さらに、多くの学生が通学しない時間も学修することが多い特性を鑑みて、入学時のオリエンテーションにおいては、学外の図書施設利用や論文データベース利用、大学のホームページへのアクセスを介した情報サイトやデータベース等への利用についてのガイダンスも併せ行う。

(10) 印刷教材等の具体的な計画等

本博士後期課程においては、学部および修士課程で培った通信教育における経験を十分に活かし、テキストとしての指定教材のほか、担当教員から指定された図書を参考資料として重視する。特に、テキストについては大学の通信教育関係施設または図書館で閲覧可能なようにしている。また、教員がシラバスで指定する図書についても原則図書館において貸出または閲覧が可能な状態となっている。

また、自学自習を基本とする点では、各科目の初回のスクーリングにおける指導を重視し、そこでの個別または少人数指導の成果を踏まえて、学修課題であるレポート課題を課すこととする。このスクーリングはメディア利用による授業での受講も可能である。

このようにスクーリングと印刷教材等の授業を関連させることで、印刷教材等による授業の部分での学修効果の向上にも努めている。

13. 管理運営

本学では、本学校法人が大学を適切に運営していくために「大学経営連絡会議」をおいている。

また、大学運営に関する重要事項を審議し、学長が決定するに際して意見を述べることを目的として大学運営会議をおいている。構成員は、学長、副学長、大学院研究科長、大学院課程長、学部長、学長が指名した専任教員、事務局長及び学長が指名した事務局職員の他、法人事務局のメンバーも加えて組織している。

そして、学長・大学運営会議のもと、教学における専門的知見を活かした審議をするために、各組織の教授会を置いている。各教授会内には常置委員会を置くとともに、全学共通の委員会を置いている。

本研究科博士後期課程においても、教学に関して学長のもと一定程度の独自の運営ができるように博士後期課程教授会を設置する。管理運営体制は図1のとおりである。

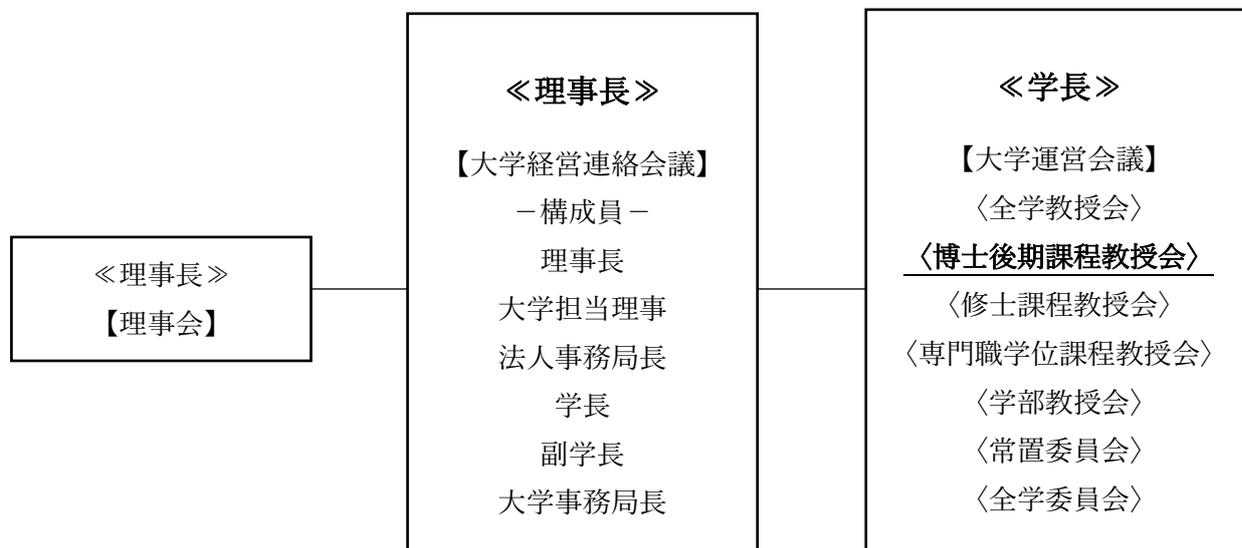


図1 管理運営体制

(1) 博士後期課程教授会

博士後期課程教授会は、博士後期課程の教学に関する重要事項を審議し意見を述べる。

本研究科では修士課程と博士後期課程は連続性は持ちつつ、課程制博士課程としての接続ではないために、教授会はそれぞれ別組織で置く。

博士後期課程教授会の構成員は、研究科長、博士後期課程専任教員、事務局長とする。毎月定例で開催するとともに、必要に応じて臨時で開催する。

博士後期課程教授会は、次の各号に掲げる本研究科における事項について、学長が決定を行うにあたり意見を述べるものとする。

- 学生の入学および課程の修了に関する事項
- 学位の授与に関する事項
- 学生の入試の合否判定
- 博士論文審査委員会の構成員の選任
- 学生の博士論文本審査の合否判定
- 上記に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

(2) 博士後期課程教授会の下に置く組織

本教育学研究科博士後期課程ではさらに、大学院の教育改善等を行うために、博士後期

課程教授会のもと、以下の委員会を置いている。

- 教務委員会（博士後期課程のみで構成）
- FD 委員会（博士後期課程のみで構成、合同で大学院としても実施）
- 入試委員会（博士後期課程のみで構成）
- 自己点検・評価委員会（博士後期課程のみ、全学のそれぞれで構成）
- 広報委員会（大学院全体で実施）

特に、博士後期課程での独立性が高い、教務委員会、FD 委員会、入試委員会は独立で組織する。

14. 自己点検・評価

(1) 目的

星槎大学では、教育研究水準の向上を図り、その設置目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、定期的に、研究、社会及び学内教育活動業績並びに各種委員会の活動報告の結果を取りまとめ公表し、この結果を教育・研究活動の向上のために還元する。博士後期課程を含む本研究科は、さらに研究科独自の自己点検・評価を実施することで、研究科の教育・研究活動において不断の改善を図る。

(2) 実施体制及び方法

全学の自己点検・評価に際しては、全学自己点検・評価委員会が主体となり実施する。本研究科自己点検・評価に際しては、博士後期課程教授会の中に設置された研究科自己点検評価委員会が主体となり実施する。

認証評価については、全学の自己点検・評価の結果をもとに、7年に一度受審する。自己点検・評価は、受審の前年度および、受審の間の中間年に実施する。2017年度には、公益財団法人日本高等教育評価機構「大学機関別認証評価」の認証評価を受審し、「大学評価基準に適合している」との判定を受けている。

(3) 結果の活用および公表

全学の自己点検・評価の結果は、全学教授会において報告され、その後、全学自己点検・評価委員会が主体となり、改善方策の検討と実施を行っていく。

研究科自己点検・評価の結果は、全学自己点検・評価委員会に報告後、博士後期課程教授会にて報告される。合わせて、結果は本学大学院ホームページに公開する。研究科自己点検・評価の結果については、研究科自己点検・評価委員会が主体となり、改善方策を検討し、研究科として教育・研究活動の改善を行っていく。

15. 情報の公表

(1) 公表の方法

本学では、教育・研究の成果等の情報を社会の共有知とするべく、学校教育法および学校教育法施行規則に基づき積極的に公開していく。大学院に関する公開は主として、本大学院ホームページ、および刊行物の発刊、大学ポータルサイトによって行っている。

(2) 公開情報

本大学院における教育研究活動の状況に関する基本的な情報は、本大学院ホームページの「情報公開」(<https://gred.seisa.ac.jp/top/koukai/>) に公表している。

具体的な公開情報は以下の通りである。

- 大学の教育研究上の目的に関すること
- 教育研究上の基本組織に関すること
- 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
- 入学者に関する受入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
- 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
- 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
- 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
- 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
- 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- 設置認可申請書
- 設置計画履行状況等報告書
- 研究科自己点検・評価報告書
- 研究成果に関すること
- 教育活動に関すること

16. 教育内容等の改善のための組織的な研修等

(1) FD 活動による授業及び研究指導の内容及び方法の改善について

本学では、博士後期課程での FD、大学院での FD、ならびに後述するような大学全体での FD を組織し、段階別での教育内容等の改善に努めている。

第一に、本博士後期課程としての FD 委員会を組織し、その立案する年間計画のもと授業及び研究指導の内容及び方法の改善について研修 (FD 活動) を行う。具体的に、FD 活動では、教員自身が教育方法や研究指導に関しての自己啓発の点で意欲を高め、また教員間で一定の方向性を持ち、協働して指導を行っていけることを目指した研修活動を行う。

また、大学院では、社会人が多く学んでおり、大学院レベルや全学レベルでは、本研究科や本大学院、本学の教育理念の共通理解を図っていくものに加え、社会人学生に対する研

究指導の方法の検討を行う。

特に、本大学院には、教育に関する専門職学位課程をもつ教育実践研究科があり、教育研究の専門領域が同じであるだけでなく、在籍する学生も社会人が中心ということもあり、大学院レベルのFD活動は、両研究科にまたがって行っていくことを構想している。現在、本研究科修士課程と教育実践研究科専門職学位課程は、同じ修士段階において授業科目を相互に履修できるようにしている。FDの観点では、これらのすべての開設科目において、社会人学生を中心とした多くの学生による授業改善アンケートを実施し、その結果を各教員にフィードバックして授業の内容及び方法の向上を図っていく。

(2) SD活動による教育研究活動等の適切かつ効果的な運営について

本学の職員(事務職員)の研修としては、星槎グループ全体が主催する「新任者教育研修」「中堅幹部教育研修」「ジェネラリスト教育研修」への参加により、その資質・能力向上のための組織的活動を行っている。

さらに大学事務局では、本学がめざす職員像・職員としてのあり方の追求を主眼として、大学事務局の研修を年間通じて定期的実施する。具体的には、法人の概要、本学の概要(目指すべき大学像・年度運営計画の目標・方針など)、並びに職員としての職務上の基礎的事項(通信教育関連事項を含む)を主要研修項目として実施し、本学職員としての資質・能力の向上を図っている。また、大学職員として更なる専門性を高めるため、各部署のニーズに基づき私立大学通信教育協会などの外部の研修会等に職員を参加させるなど、SD活動を推進している。

(3) 教職協働の組織的な研修等

本学では、大学教職員全体のSDとして、上記の他にも複数の形で教職協働の研修を取り入れ、その成果も踏まえた学内委員会活動をしている。

具体的には、年に複数回開かれる「高等教育機関教職員教育研修」に教員・職員が参加している。これにより、教職員の資質・能力向上の活動が組織的に行われている。そのテーマ設定・企画・実施は、教職員から構成される全学FD委員会が担っている。

さらに、教員の活動や職員の問題意識を教員や事務職員間で共有する意味で、毎月FDランチョンセミナーを開催、輪講形式で、代表者が発表を行っている。この活動を通じて、学内の課題の共有に努めている。

これらの活動を通じて、教員・職員とも学内の課題に対応していく姿勢を持っており、学内委員会では、すべての委員会において、教員も職員も正規の委員として参加し、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図ることに尽力している。